

審査事務規程の一部改正について（第 46 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする、乗車定員 10 人以上の乗用自動車及び車両総重量 3.5t を超える貨物自動車には、協定規則で定めるラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象となる自動車及び審査方法を規定します。[6-25、7-25、8-25]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、審査方法を規定します。[6-41、7-41、8-41]
 - ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する車両総重量 3.5t 以下の自動車及び軽油を燃料とする車両総重量 3.5t 以下の自動車は、粒子数（PN：Particle Number）の規制値に適合する必要があることを規定します。[7-58]
 - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、作動状態を記録する装置の審査方法を規定します。[6-110 の 2]
- ② 貨物自動車の用途の判定について、「自動車の用途等の区分について（昭和 35 年 9 月 6 日付け自車第 452 号）」に係る審査方法を明確化します。[4-17]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 6 月 22 日国土交通省令第 52 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年

6月22日国土交通省告示第713号、令和4年10月7日国土交通省告示第1040号)

- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和4年8月31日国土交通省告示第938号）

3. 施行日

令和4年10月28日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
さ	(略)	(略)	さ	(略)	(略)
	最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(前車軸を有しない被牽引自動車にあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。		最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアックス型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。
	座席	乗員が安全に着席できるものをいう。 なお、板、テーブル、ベッド(キャンピング車に備えられた就寝設備であって乗車設備と兼用のものを除く。)、棚、区切られただけの床面、タイヤえぐり及びその他これらに類するものは、「安全に着席できるもの」には該当しない。 また、車いす、寝台及び担架については、座席として取扱わないものとする。		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
せ	(略)	(略)	せ	(略)	(略)
	セミトレーラ	第五輪荷重を有する牽引自動車によって牽引される前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。		セミトレーラ	前車軸を有しない被牽引自動車であって、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によって支えられる構造のものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新			旧		
よ	(略)	(略)	よ	(略)	(略)
	容易に折り畳むことができる座席	普段は折り畳んであり、容易に操作することができ、乗員による臨時の使用のために設計された座席をいう。 <u>この場合において、使用する座面の全てが折り畳まれないものはこれに該当しない。</u>		容易に折り畳むことができる座席	普段は折り畳んであり、容易に操作することができ、乗員による臨時の使用のために設計された座席をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
E	(略)	(略)	E	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>EU 加盟国</u>	<u>ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、英国、オーストリア、ルクセンブルグ、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、キプロス及びマルタをいう。</u>
	EU 加盟国の自動車検査証等	<u>当該自動車検査証等の発行日において</u> 欧州連合 (EU) 加盟国 <u>である国</u> の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。		EU 加盟国の自動車検査証等	欧州連合 (EU) 加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証をいう。 なお、EU 加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
第2章~第3章 (略)			第2章~第3章 (略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1~4-3 (略)			4-1~4-3 (略)		
4-4 不適切な補修等			4-4 不適切な補修等		
(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。			(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。		
① 装置又は部品の取付け			① 装置又は部品の取付け		

新	旧
<p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 7-41 (8-41) に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-5～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第<u>十四</u>項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(<u>令和2</u>年国土交通省告示第<u>1331</u>号)関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-<u>23</u> (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象となる規定</p> <p>ア <u>4-24</u> 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p>	<p>ア～オ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-5～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第<u>十二</u>項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(<u>平成19</u>年国土交通省告示第<u>857</u>号)関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 (3) 又は4-1 (6) の措置を講じた場合並びに4-7-1 (5)、4-8-2 (5)、4-9 (2)、4-12-2 (6) ③、4-12-2 (8) ①、4-13-1 (3)、4-13-2 (7)、4-14 (5)、4-15 (5)、4-21-4 又は4-<u>22</u> (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1) の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対象となる規定</p> <p>ア <u>4-23</u> 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p>

新	旧
<p>イ～ケ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4-16-3（略）</p> <p>4-17 貨物自動車の審査</p> <p>4-17-1 用途の判定</p> <p>用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p><u>(3) 用途区分通達 3-1-1 (1) の「自動車の乗車設備を最大に利用した場合」については、次に掲げる要件を適用し審査するものとする。</u></p> <p><u>ただし、貨物自動車として認証を受けた指定自動車等であって、物品積載設備等の基本構造に変更がないものにあつては、諸元表に記載された荷台の内側寸法を参考として審査することができる。</u></p> <p><u>① 運転者席及びこれと並列の座席にあつては、次に掲げる状態とする。</u></p> <p><u>ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も前方の位置に調節した状態</u></p> <p><u>イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も前方に傾けた位置に調節した状態</u></p> <p><u>ウ 高さを調節できる頭部後傾抑止装置が装着されているものにあつては、最も下方の位置に調節した状態</u></p> <p><u>② 運転者席及びこれと並列の座席の後方にある座席にあつては、次に掲げる状態とする。</u></p> <p><u>ただし、隔壁又は保護仕切によりその作動が遮られるものにあつては、次に掲げる状態に最も近い状態とする。</u></p> <p><u>ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も後方の位置に調節した状態</u></p> <p><u>イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も後方に傾けた位置に調節した状態</u></p> <p><u>③ 「乗車設備の床面積」の測定位置は、次に掲げる位置とする。（運転者席及びこれと並列の座席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車を除く。）</u></p> <p><u>ア 乗車設備の床面積の前方の測定位置は、次のいずれかの位置</u></p> <p><u>(7) 運転者席及びこれと並列の座席の直後に隔壁又は保護用の仕切を有する場合にあつては、隔壁又は保護用の仕切の最後端の位置</u></p> <p><u>(4) (7) 以外の場合にあつては、運転者席及びこれと並列の座席の背あて部分（装備義務がある頭部後傾抑止装置を含む。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置</u></p> <p><u>イ 乗車設備の床面積の後方の測定位置は、最後部座席の背あて部分（取外すことができる頭部後傾抑止装置は含まない。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置</u></p>	<p>イ～ケ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4-16-3（略）</p> <p>4-17 貨物自動車の審査</p> <p>4-17-1 用途の判定</p> <p>用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(4) 車体側に保護仕切又は保護用の仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのものにあつては、保護仕切及び保護用の仕切には該当しないものとする。</u></p> <p><u>(5) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)、(3)、(4) 及び用途区分通達により審査するものとする。</u></p> <p>4-17-2 (略)</p> <p>4-18～4-21 (略)</p> <p>4-22 作業用附属装置等を備えた自動車の審査 <u>作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車に適用される基準であつて、当該装置等の脱着に伴い「自動車の種別」が脱着の前後で異なることにより、当該自動車への適用が異なるものにあつては、それぞれの状態で適合性を判定するものとする。</u></p> <p>4-23 軌陸車等の架装の仕様の確認 (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-23において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。 この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-24～4-27 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-7 (略)</p> <p>5-3-8 車体の形状 車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。 なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあつては、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1) 及び用途区分通達により審査するものとする。</u></p> <p>4-17-2 (略)</p> <p>4-18～4-21 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4-22 軌陸車等の架装の仕様の確認 (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下4-22において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。 この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-23～4-26 (略)</p> <p>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法 5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-7 (略)</p> <p>5-3-8 車体の形状 車体の形状は、下表のいずれかとするものとする。 なお、自動車審査高度化施設において該当する車体の形状が選択肢にない場合にあつては、「その他」を選択し、自由入力欄に注釈に基づき入力するものとする。</p>
(略)	(略)

新	旧												
<p>注 1. (略)</p> <p>注 2. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨(例△△二輪、△△三輪)を付記すること。 <u>なお、側車付二輪自動車にあつては、△△二輪とし、5-3-15 (1) 22. に基づき自動車検査証の備考欄へ側車付オートバイである旨記載すること。</u> ・次の例に示すように付記する。 「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p>注 3. (略)</p> <p>5-3-9～5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 総排気量又は定格出力 総排気量又は定格出力は、次によるものとする。 ① 総排気量は、単位をℓとし、小数第2位(小数第3位切り捨て)まで通知するものとする。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車でその総排気量が0.251ℓから0.259ℓまでのもの及び二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.661ℓから0.669ℓまでのものにあつては、それぞれ0.26ℓ及び0.67ℓとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程については、単位をmmとし、小数第1位(小数第2位切り捨て)までの値とする。 <u>なお、総排気量に変化する構造を有する原動機にあつては、最大のものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" data-bbox="226 1123 1099 1189"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載されるべき趣旨</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.～17. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1.～17. (略)	(略)	(略)	<p>注 1. (略)</p> <p>注 2. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で二輪又は三輪のものにあつては、その旨(例△△二輪、△△三輪)を付記すること。</p> <p>・次の例に示すように付記する。 「警察車」→ 警察車二輪、警察車三輪</p> <p>注 3. (略)</p> <p>5-3-9～5-3-12 (略)</p> <p>5-3-13 総排気量又は定格出力 総排気量又は定格出力は、次によるものとする。 ① 総排気量は、単位をℓとし、小数第2位(小数第3位切り捨て)まで通知するものとする。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車でその総排気量が0.251ℓから0.259ℓまでのもの及び二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車で総排気量が0.661ℓから0.669ℓまでのものにあつては、それぞれ0.26ℓ及び0.67ℓとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程については、単位をmmとし、小数第1位(小数第2位切り捨て)までの値とする。</p> <p>② (略)</p> <p>5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄 (1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1123 2078 1189"> <thead> <tr> <th>記載を要する自動車</th> <th>記載されるべき趣旨</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.～17. (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例	1.～17. (略)	(略)	(略)
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例											
1.～17. (略)	(略)	(略)											
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例											
1.～17. (略)	(略)	(略)											

新			旧		
17-1. <u>作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等の装置を随時取外し、又は取替えて使用するダンプ車であって、当該装置等の装着時は17.に掲げる自動車となるもの</u>	<u>附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨</u>	<u>附属装置等装着時の積載物品は土砂等以外のものとする。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
18.～21. (略)	(略)	(略)	18.～21. (略)	(略)	(略)
22. <u>特種用途自動車である側車付二輪自動車</u>	<u>側車付オートバイである旨</u>	<u>側車付オートバイ</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
23. (略)	(略)	(略)	22. (略)	(略)	(略)
24. 用途区分通達 4-1-3 (3) 及び (4) に掲げる自動車 (25.に掲げる場合を除く。)	(略)	(略)	23. 用途区分通達 4-1-3 (3) 及び (4) に掲げる自動車 (24.に掲げる場合を除く。)	(略)	(略)
25.～43. (略)	(略)	(略)	24.～42. (略)	(略)	(略)
備考			備考		
<p>※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。</p> <p>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車 (ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書</u></p>			<p>※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。</p> <p>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車 (ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>		
<p>※2～※3 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 燃料タンクの容量は、巻尺等により測定して算出した容量を使用して、次の方法により算定した値を(1) 27.記載例欄に示す例により通知するものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票2により審査結果の通知を行う場合であって、算定した値が自動車検査業務等実施要領3-3-2の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票2の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票2の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。</p>			<p>※2～※3 (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 燃料タンクの容量は、巻尺等により測定して算出した容量を使用して、次の方法により算定した値を(1) 26.記載例欄に示す例により通知するものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設の障害のため自動車検査票2により審査結果の通知を行う場合であって、算定した値が自動車検査業務等実施要領3-3-2の規定に基づき、あらかじめ自動車検査票2の備考欄に記載された数値と同一であるときは、記載された数値に検査官印の押印を行い、算定した値と自動車検査票2の備考欄に記載された数値が同一でないときは、記載された数値をボールペン等で算定した値に訂正のうえ、訂正部分に重なるように検査官印の押印を行うものとする。</p>		

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>5-4 審査結果等の通知 5-4-1 (略) 5-4-2 審査結果以外の通知 (1) (略) (2) 4-25 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により通知するものとする。</p> <p>5-4-3 (略)</p> <p>5-4-4 車両重量の測定結果の通知 軌陸車等において、4-23 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。</p> <p>第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車) 6-1～6-10 (略)</p> <p>6-11 走行装置 7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00-S1 の 5. に定める基準に適合すること。 この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあっては、この基準に適合するものとする。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。(適用関係告示第 5 条第 8 項関係) ① (略) ② 令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日) までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車及び空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車 イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び空気入りゴムタイヤに係る指定を受けた多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類</p>	<p>①～② (略)</p> <p>5-4 審査結果等の通知 5-4-1 (略) 5-4-2 審査結果以外の通知 (1) (略) (2) 4-24 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1 の審査結果通知と同時に自動車検査票 1 により通知するものとする。</p> <p>5-4-3 (略)</p> <p>5-4-4 車両重量の測定結果の通知 軌陸車等において、4-22 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。</p> <p>第 6 章 新規検査又は予備検査 (指定自動車等の新車) 6-1～6-10 (略)</p> <p>6-11 走行装置 7-11 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (3) (略) (4) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-00-S1 の 5. に定める基準に適合すること。 この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあっては、この基準に適合するものとする。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。(適用関係告示第 5 条第 8 項関係) ① (略) ② 令和元年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。) イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料</p>

新	旧
<p>及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-01 の 5. に定める基準。 この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあっては、この基準に適合するものとする。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 10 項関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t 以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のものうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 11 項関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車</p>	<p>の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）に取付けられている空気入りゴムタイヤは、UN R142-01 の 5. に定める基準。 この場合において、確実に取付けられている空気入りゴムタイヤにあっては、この基準に適合するものとする。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 10 項関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)</u> であって、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)</u> と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 5t 以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のものうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 11 項関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 6 日から令和 6 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車</p>

新	旧
<p>車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもののうち、次に掲げるもの（適用関係告示第5条第12項関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和5年3月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ロ) 令和5年4月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和5年3月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ取付けに係る指定を受けた</u>多仕様自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01の5.及び6.に定める基準。 この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</p>	<p>車及び多仕様自動車（<u>空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。</u>）であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。</u>）と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもののうち、次に掲げるもの（適用関係告示第5条第12項関係）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和5年3月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。</u>）</p> <p>(ロ) 令和5年4月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。</u>）であって、令和5年3月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>空気入りゴムタイヤを備えたものに限る。</u>）と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びに車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。）に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01の5.及び6.に定める基準。 この場合において、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。 ただし、次に掲げる自動車には、適用しない。</p>

新	旧
<p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 13 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7)（略）</p> <p>(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>ウ（略）</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 14 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 令和 6 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7)（略）</p> <p>(イ) 令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和 6 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>ウ（略）</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 15 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 7 月 5 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7)（略）</p> <p>(イ) 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和 5 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であ</p>	<p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 13 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7)（略）</p> <p>(イ) 令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和 4 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> であって、令和 4 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>ウ（略）</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 14 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 令和 6 年 7 月 6 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7)（略）</p> <p>(イ) 令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和 6 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> であって、令和 6 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>ウ（略）</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲げるもの（適用関係告示第 5 条第 15 項関係）</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 7 月 5 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7)（略）</p> <p>(イ) 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和 5 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p>

新	旧
<p>って、令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの ウ (略)</p>	<p>であって、令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (<u>タイヤ空気圧監視装置を備えたものに 限る。</u>) とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの ウ (略)</p>
<p>6-12 (略)</p>	<p>6-12 (略)</p>
<p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-04-S2の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-04-S2に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。 ①～③ (略) ④ UN R79-04-S2の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 (2)～(5) (略)</p>	<p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備えるかじ取装置については、UN R79-04の5.及び6.に定める基準。 この場合において、UN R79-04に定める2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システムを備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、(2)に適合するものであればよい。 ①～③ (略) ④ UN R79-04の5.1.6.3.9.の適用を受けない自動車 (2)～(5) (略)</p>
<p>6-14 施錠装置等 7-14の規定によるほか、<u>次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> [細目告示別添7] (1) <u>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のもの（(2)に掲げる自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第14条第1項関係）</u> [細目告示別添8] (2) <u>ハンドルパー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第14条第1項関係）</u> [細目告示別添8一部除外] (3) <u>次に掲げるハンドルパー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」3.12.の規定は適用しない。（適用関係告示第8条第7項関係）</u> ① 令和4年8月31日以前に製作された自動車</p>	<p>6-14 施錠装置等 7-14の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> (1) 細目告示別添7「四輪自動車等の施錠装置の技術基準」及び細目告示別添8「二輪自動車等の施錠装置の技術基準」に定める基準 (新設) (新設)</p>

新	旧
<p><u>② 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和4年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び施錠装置に係る指定を受けた多仕様自動車と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>[適用除外]</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる自動車については、(1)から(3)の規定は適用しない。(適用関係告示第8条第1項関係)</u></p> <p><u>① 平成18年6月30日以前に製作された自動車（軽自動車並びにハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）</u></p> <p><u>② 平成20年6月30日以前に製作された軽自動車</u></p> <p><u>③ 平成17年3月31日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6-15～6-24 (略)</p>	<p>6-15～6-24 (略)</p>
<p>6-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25の規定に係る審査において、7-25-1-2(2)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第17項、第18項関係)</p> <p>① UN R137-02-<u>S2</u>の附則3に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u>の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。</p> <p>この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>	<p>6-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする量産型超小型モビリティのガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、6-25の規定に係る審査において、7-25-1-2(2)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第17項、第18項関係)</p> <p>① UN R137-02-<u>S1</u>の附則3に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、UN R134-01の7.2.1.から7.2.3.までに適合すること。</p> <p>この場合において、UN R137の附則3の4.の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>

新	旧
<p>② UN R34-03-S2 の附則 4 (2.7.2.を除く。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-01-S1 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>③ UN R134-01-S1 の 7.2. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R134-01-S1 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>④ UN R94-04-S1 の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-01-S1 の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。</p> <p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>	<p>② UN R34-03-S2 の附則 4 (2.7.2.を除く。)又は細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-01 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>③ UN R134-01 の 7.2. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R134-01 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>④ UN R94-04 の附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び UN R134-01 の附則 5 に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 の 7.2.1. から 7.2.3. までに適合すること。</p> <p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p>
<p>6-26 電気装置</p> <p>7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-03-S1 の 5. 及び 6. (7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、UN R100-02-03 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6.) に定める基準。</p> <p>なお、UN R100-03-S1 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 21 項関係)</p> <p>① UN R137-02-S2 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、</p>	<p>6-26 電気装置</p> <p>7-26 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-03 の 5. 及び 6. (7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、UN R100-02-03 の 5. 及び 6. 若しくは UN R136-00 の 5. 及び 6.) に定める基準。</p> <p>なお、UN R100-03 の 6.4. については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する量産型超小型モビリティは、6-26 の規定に係る審査において、7-26-1-2 (2) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 21 項関係)</p> <p>① UN R137-02-S1 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、</p>

新	旧
<p>「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>② UN R95-05-<u>S2</u> の 5.3.7. に適合すること。</p> <p>③ UN R153-00-<u>S2</u> の 5.2.2. に適合すること。</p> <p>④ UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-04 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>⑤ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6.4. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R100-03-<u>S1</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6.4.1. に適合するものとする。</p>	<p>「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>② UN R95-05-<u>S1</u> の 5.3.7. に適合すること。</p> <p>③ UN R153-00-<u>S1</u> の 5.2.2. に適合すること。</p> <p>④ UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R12-04-S5 又は UN R94-04 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. 又は UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」又は「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>⑤ 原動機用蓄電池を備えた自動車は、UN R100-03 の 6.4. に適合すること。</p> <p>この場合において、UN R100-03 の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。</p> <p>なお、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.4.1. に適合するものとする。</p>
<p>6-27～6-28 (略)</p>	<p>6-27～6-28 (略)</p>
<p>6-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-<u>S2</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>	<p>6-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p><u>(1)</u> 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-29 の規定に係る審査において、7-29-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-<u>S1</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R137 の附則 3 の 4. の規定中、「50+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>
<p>6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-<u>S1</u> の 5. (5.2.6. から 5.2.8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p>	<p>6-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p><u>(1)</u> 量産型超小型モビリティの車枠及び車体は、6-30 の規定に係る審査において、7-30-1 (1) の規定にかかわらず、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04 の 5. (5.2.6. から 5.2.8. までを除く。) 及び 6. に適合するものであればよい。</p>

新	旧
<p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>	<p>この場合において、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのは、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 15 条第 33 項関係)</p>
<p>6-31～6-36 (略)</p>	<p>6-31～6-36 (略)</p>
<p>6-37 突入防止装置</p>	<p>6-37 突入防止装置</p>
<p>7-37 の規定によるほか、<u>次に掲げる規定を適用する。</u></p>	<p>7-37 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p>
<p><u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u></p>	<p><u>この場合において、次に掲げる基準に適合する突入防止装置は、この基準に適合するものとする。</u></p>
<p><u>[UN R58-03 (乗用・貨物 3.5t 以下)] ※旧 (2)</u></p>	<p>※ (4) ～ (6) へ分割し移動</p>
<p>(1) <u>自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの、大型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)</u>は、UN R58-03-S3 の 2. 3. (a) に定める基準又は UN R58-03-S3 の 2. 3. (b) 若しくは 7-37-1 (1) ①から③に定める要件に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 1 項第 1 号及び第 2 項関係)</p>	<p>(1) <u>貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 3.5t を超えるもの (牽引自動車を除く。)) に限る。)</u>及びボール・トレーラの後面に備える突入防止装置については、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。 <u>この場合において、次に掲げる基準に適合する突入防止装置は、この基準に適合するものとする。</u> ただし、平成 24 年 7 月 10 日までに製作された自動車にあつては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. にかかわらず、平成 20 年 7 月 7 日付け国土交通省告示第 869 号による改正前の細目告示別添 26「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第 17 条第 6 項関係)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>① <u>空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>② <u>その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>③ <u>その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>④ <u>UN R58-02 の 7. に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取付けられていること。</u> <u>この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 350mm 以内であつて取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>⑤ <u>車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>ア <u>昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>イ <u>昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であること。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>[UN R58-03] ※旧 (3)</p> <p>(2) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、牽引自動車、(1)に適合する自動車並びに7-37-1 (1) から (4) のいずれかの要件に適合する自動車を除く。）は、UN R58-03-S3 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R58-03-S3 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>[UN R58-03 みなし要件] ※旧 (3)</p> <p>(3) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(2) の基準に適合するものとする。（保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 4 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>(削除)</p>	<p>ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑥ 振動、衝撃等により緩み等生じないように確実に取付けられていること。</p> <p>※ (1) へ移動、UN R58-02 の適用については (4) へ移動</p> <p>(2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2 の 2. 3. (a) 又は (b)、若しくは 7-37-1 (1) ①から③に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</p> <p>① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>※ (2) (3) へ分割し移動</p> <p>(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03-S2 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあっては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～②（略）</p> <p>※UN R58-02 の適用は (4) へ移動</p> <p>③ 次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</p> <p>ア 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入</p>

新	旧
<p>[UN R58-02] ※旧 (1)</p> <p>(4) 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5tを超えるもの(牽引自動車及び7-37-10-1 (1) 又は (2) の要件に適合する自動車を除く。) 及びポール・トレーラについては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R58-02-S3 の 16. 3. 及び 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。(適用関係告示第 17 条第 10 項関係)</p> <p>① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和元年 9 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>[UN R58-02 みなし要件] ※旧 (1)</p> <p>(5) 次に掲げる基準に適合するよう取付けられた突入防止装置は、(4) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</p> <p>③ その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外縁の 100mm までの間にあるよう取付けられていること。</p> <p>④ UN R58-02 の 7. に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量が、突入防止装置の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm を超えないよう取付けられていること。</p>	<p>自動車特別取扱自動車</p> <p>(イ) 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 8 月 31 日以前のもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>この場合において、突入防止装置の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が350mm以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>⑤ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</u></p> <p><u>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が350cm²以上であること。</u></p> <p><u>ただし、幅が2,000mm未満の自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>⑥ 振動、衝撃等により緩み等が生じないよう確実に取付けられていること。</u></p>	
<p><u>[別添26] ※旧(1)</u></p>	
<p><u>(6) 平成24年7月10日までに製作された貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5tを超えるもの(牽引自動車及び7-37-8-1(1)又は(2)の要件に適合する自動車を除く。)及びポール・トレーラについては、平成20年7月7日付け国土交通省告示第869号による改正前の細目告示別添26「突入防止装置取付装置等の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第6項関係)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>[適用除外]</u></p>	
<p><u>(7) 平成17年8月31日(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、高さ2.0m以下の自動車にあつては平成19年8月31日)以前に製作された自動車については、(1)から(6)の規定は適用しない。(適用関係告示第17条第1項関係)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>6-38 前部潜り込み防止装置</p>	<p>6-38 前部潜り込み防止装置</p>
<p><u>7-38の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。</u></p>	<p><u>7-38の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p>
<p><u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u></p>	
<p><u>[細目告示別添108]</u></p>	
<p><u>(1) 貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び全輪駆動車を除く。)であつて車両総重量3.5tを超えるものについては、細目告示別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u></p>	<p><u>(1) 細目告示別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準。</u></p>
<p><u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第18条の2第5項及び第6項関係、細目告示第24条の2第2項、第3項及び第4項関係)</u></p>	<p><u>ただし、平成23年9月30日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第17条の2関係)</u></p>
<p><u>① 車両の前方に除雪装置を備えた自動車</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>② 散水車又は清掃車であつて、車両の前部に道路散水用配管及び散水ノズルを備えたもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>③ 道路作業車であつて、車両の前部に道路清掃用装置を備えたもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>④ 危険物を輸送するタンク車であつて、積載物の危険物が漏れた場合の火災を防止するため、車両の前方に排気ガスを排出することを目的として車両の前部に排</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>気管を備えたもの</u> <u>⑤ 7-38-1 (1) 又は (2) の要件に適合する車体前面の構造部を有する自動車</u> <u>[適用除外]</u> <u>(2) 平成 23 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。</u> <u>(適用関係告示第 17 条の 2 関係)</u></p>	<p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>
<p>6-39～6-40 (略)</p>	<p>6-39～6-40 (略)</p>
<p>6-41 運転者席 7-41 の規定によるほか、<u>次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査</u> <u>するものとする。</u> <u>[細目告示別添 29 (乗用 10 人・貨物 3.5t 超)]</u> (1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u>については、<u>細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」</u>に定める基準に適合するものでなければならない。（<u>保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条第 1 項第 2 号関係</u>）</p>	<p>6-41 運転者席 7-41 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>※ (3) (4) へ分割し移動</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未滿のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>に備える運転者席</u>については、<u>UN R125-01-S2 の 5. 及び 6. に定める基準。</u> <u>ただし、平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</u>については、<u>細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」</u>に定める基準に適合するものであればよい。 <u>この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）</u>については<u>遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-01-S2 の 5.1.3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。</u>（細目告示第 27 条第 1 項、適用関係告示第 18 条の 2 関係）</p>
<p><u>[UN R125-02]</u> (2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未滿のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、<u>UN R125-02 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）</u>については<u>遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-02 の 5.1.3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。</u> <u>なお、窓ガラス面への光学的な運転支援情報を投影する装置を備えない自動車にあつては、「UN R125-02」を「UN R125-01-S2」と読み替えることができる。</u>（保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条第 1 項第 1 号関係）</p>	<p>※ (1) へ移動</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）<u>及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</u>に<u>備える運転者席</u>については、<u>細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」</u>に掲げる基準。</p>

新	旧
<p><u>[UN R125-01]</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、UN R125-01-S2 の 5. 及び 6. に定める基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>この場合において、ドアパイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）については遮へい物とみなさないものとし、特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡にあつては、UN R125-01-S2 の 5. 1. 3. に定める間接視界装置として取扱うものとする。（適用関係告示第 18 条の 2 第 2 項関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車</u> <u>イ 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> <u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 8 月 31 日以前のもの</u> <p><u>[細目告示別添 29]</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条の 2 第 1 項関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① 平成 28 年 10 月 31 日以前に製作された自動車</u> <u>② 平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> <u>イ 平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u> 	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>6-42～6-43 (略)</p> <p>6-44 座席ベルト等</p> <p>7-44の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R14-09-<u>S2</u>の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあっては 8, 900N、バス等に備える座席にあっては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあっては 5, 400N、バス等に備える座席にあっては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。</p> <p>② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-<u>S3</u> の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-<u>S3</u>の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-<u>S3</u>」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては令和 5 年 3</p>	<p>6-42～6-43 (略)</p> <p>6-44 座席ベルト等</p> <p>7-44の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① 7-44-2 (7) に規定する座席ベルトの取付装置については、UN R14-09-<u>S1</u> の 5.、6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R14-09-<u>S1</u>の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあっては 8, 900N、バス等に備える座席にあっては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあっては 5, 400N、バス等に備える座席にあっては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-44-2 (2) ②に適合すればよい。</p> <p>② 7-44-2 (9) に規定する座席ベルトについては、UN R16-08-<u>S2</u> の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。)、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-44-2 (5) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-<u>S2</u>の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあっては、(1) ②「UN R16-08-<u>S2</u>」を「UN R16-07-S3」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、</p>

新	旧				
<p><u>月 31 日</u>までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた<u>多仕様</u>自動車であって、UN R16-08-<u>S3</u> (8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④ (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S3</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-<u>S3</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</p> <p>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S3</u> の 8.4. (8.4.1.3.を除く。)に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="241 1002 1104 1034"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S3</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6-46～6-55 (略)</p> <p>6-56 騒音防止装置</p> <p>7-56 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S6 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件</p>	(略)	(略)	<p>次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③ 令和 4 年 9 月 1 日以降に製作された自動車のうち、令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた<u>共通構造部型式指定</u>自動車であって、UN R16-08-<u>S2</u> (8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④ (略)</p> <p>[量産型超小型モビリティの特例]</p> <p>(3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-44 の規定に係る審査において、7-44-2 (4) の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-<u>S2</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. までに適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-08-<u>S2</u> の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94 の附則 3 の 4. の規定中、「56+1 km/h」とあるのを、「40+1 km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第 20 条第 25 項関係)</p> <p>6-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-08-<u>S2</u> の 8.4. (8.4.1.3.を除く。)に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1227 1002 2089 1034"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S2</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>6-46～6-55 (略)</p> <p>6-56 騒音防止装置</p> <p>7-56 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S6 の 6. (6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧
<p>に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ <u>平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であつて、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの</u></p> <p>⑤ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの</u></p> <p>(5) ～ (6)（略）</p> <p>(7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は (4) の規定中フェーズ 2 をフェーズ 1 に読み替えることができる。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの</u></p> <p>(8)（略）</p>	<p>に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>ただし、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. 及び 6.2.2. の規定にかかわらず、8.1.2. の規定に適合する構造であればよいものとする。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 4 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(5) ～ (6)（略）</p> <p>(7) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は (4) の規定中フェーズ 2 をフェーズ 1 に読み替えることができる。</p> <p>ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m までの間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S6 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 4 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 <u>（新設）</u></p> <p>(8)（略）</p>

新	旧
<p>6-57～6-64 (略)</p> <p>6-65 走行用前照灯</p> <p>7-65の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。</p> <p>なお、当分の間、<u>同別添 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び4.28.2.の規定</u>にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による<u>改正前の基準 3.9.3.、4.1.2.、4.2.2.、4.3.2.、4.3.7.、4.3.9.、4.4.2.、4.5.2.、4.6.8.1.、4.9.2.、4.9.7.1.、4.10.2.、4.11.2.、4.11.8.、4.12.2.、4.12.8.、4.13.2.、4.14.2.、4.15.2.、4.15.7.、4.16.2.、4.17.2.、4.18.2.、4.19.2.、4.20.2.、4.21.2.、4.27.2.及び4.28.2.の規定</u>に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02」と、「UN R119-01-S6」とあるのは「UN R119-02」と、「UN R123-01-S9」とあるのは「UN R123-02」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.及び<u>4.2.7.6.</u>の規定は適用しない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑰ (略)</p> <p><u>⑱ 次に掲げる自動車については細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定にかかわらず、令和 4 年 6 月 22 日付け国土交通省告示第 713 号による改正前の基準 4.2.7.5.、4.2.7.6.及び4.28.3.の規定に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>ア 令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>イ 令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 令和 6 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車</u></p>	<p>6-57～6-64 (略)</p> <p>6-65 走行用前照灯</p> <p>7-65の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車にあつては、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。</p> <p>なお、当分の間、<u>上記の規定</u>にかかわらず、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による<u>改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準</u>に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、「UN R4-00-S19」とあるのは「UN R4-01」と、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R19-04-S10」とあるのは「UN R19-05」と、「UN R23-00-S22」とあるのは「UN R23-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と、「UN R87-00-S20」とあるのは「UN R87-01」と、「UN R98-01-S9」とあるのは「UN R98-02」と、「UN R112-01-S8」とあるのは「UN R112-02」と、「UN R119-01-S6」とあるのは「UN R119-02」と、「UN R123-01-S9」とあるのは「UN R123-02」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>⑯ 次に掲げる自動車(昼間走行灯を有するものを除く。)については、令和元年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 714 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.2.7.5.及び<u>4.2.7.7.</u>の規定は適用しない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑰ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(イ) 令和6年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車であつて、令和6年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び前照灯に係る指定を受けた多仕様自動車と前照灯の型式が同一であるもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過しないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p>(適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項、第12項、第22項、<u>第23項及び第25条</u>、第30条第5項、第10項及び第16項、第31条第2項、第6項及び第11項、第31条の2第1項、第32条第4項、第7項、第9項及び第14項、第33条第3項、第6項及び第10項、第33条の2第1項<u>及び第2項</u>、第34条第4項及び第6項、第35条第6項、第10項、第14項及び第15項、第36条第3項、第4項及び第9項、第37条第5項、第9項、第11項及び第15項、第38条第5項、第8項及び第12項、第39条第5項、第8項及び第12項、第40条第2項、第5項及び第9項、第41条第7項、第41条の2第2項、第4項及び第7項、第42条第5項、第10項、第12項及び第17項、第43条第3項、第7項及び第12項、第44条第5項から第8項、第11項、第14項及び第15項、第45条第8項、第15項、第17項、第22項及び第23項、第46条第3項、第47条第5項及び第9項、第48条第3項及び第4項関係)</p> <p>(2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03-S1の5。(5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。</p> <p>この場合において、UN R53-03-S1の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.及び6.5.1.の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>なお、当分の間、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6及び5.14.2の規定にかかわらず、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の基準4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6及び5.14.2に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、当分の間「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN</p>	<p>(適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項、第12項、第22項<u>及び第24項</u>、第30条第5項、第10項及び第16項、第31条第2項、第6項及び第11項、第31条の2第1項、第32条第4項、第7項、第9項及び第14項、第33条第3項、第6項及び第10項、第33条の2第1項、第34条第4項及び第6項、第35条第6項、第10項、第14項及び第15項、第36条第3項、第4項及び第9項、第37条第5項、第9項、第11項及び第15項、第38条第5項、第8項及び第12項、第39条第5項、第8項及び第12項、第40条第2項、第5項及び第9項、第41条第7項、第41条の2第2項、第4項及び第7項、第42条第5項、第10項、第12項及び第17項、第43条第3項、第7項及び第12項、第44条第5項から第8項、第11項、第14項及び第15項、第45条第8項、第15項、第17項、第22項及び第23項、第46条第3項、第47条第5項及び第9項、第48条第3項及び第4項関係)</p> <p>(2) 二輪自動車にあつては、UN R53-03-S1の5。(5.17.を除く。)及び6.並びに細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.9.、5.3.、5.5.、5.6.、5.7.、5.11.、5.12.、5.14.、5.17.及び5.19.に定める基準とする。</p> <p>この場合において、UN R53-03-S1の6.1.1.2.、6.2.1.2.、6.3.2.、6.4.1.、6.4.3.、6.4.4.及び6.5.1.の規定にかかわらず、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5.1.3.2.、5.1.5.1.、5.8.1.、5.15.1.、5.15.3.、5.16.3.及び5.18.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>なお、当分の間、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6及び5.14.2の規定にかかわらず、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の基準4.3.1.、5.1.4.、5.1.5.6及び5.14.2に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、令和元年10月15日付け国土交通省告示第714号による改正前の細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。</p> <p>この場合において、当分の間「UN R6-01-S29」とあるのは「UN R6-02」と、「UN</p>

新	旧
<p>R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(適用関係告示第29条第24項、第30条第17項、第32条第15項、第35条第16項、第36条第10項、第37条第16項、第38条第13項、第41条第8項、第41条の2第7項、第42条第18項、第43条第13項、第45条第23項及び第24項、第47条第10項、第47条の2第3項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車^①で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S4の4。(4.5.1.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)、5.1.(クラスB及びDに係るものに限る。)、5.2.及び5.3.に定める基準、UN R98-02(当分の間、UN R98-01-S9と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^②の5.、6.及び7.に定める基準又はUN R112-02(当分の間、UN R112-01-S8と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^③の5.、6.、7.及び8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S4の4。(4.5.1.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)、5.1.、5.2.及び5.4.に定める基準、UN R98-02の5.、6.及び7.に定める基準、UN R112-02の5.、6.、7.及び8.に定める基準又はUN R113-03(当分の間、UN R113-02と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^④の5.、6.、及び7.に定める基準とする。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S4の5.1.、5.2.、5.3.及び5.4.にかかわらず3.5.1.1.、UN R98-02の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-02の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-03の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第29条第24項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p>R50-00-S20」とあるのは「UN R50-01」と、「UN R70-01-S10」とあるのは「UN R70-02」と読み替えることができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(適用関係告示第29条第25項、第30条第17項、第32条第15項、第35条第16項、第36条第10項、第37条第16項、第38条第13項、第41条第8項、第41条の2第7項、第42条第18項、第43条第13項、第45条第23項及び第24項、第47条第10項、第47条の2第3項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車^①で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S3の4。(4.5.1.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)、5.1.(クラスB及びDに係るものに限る。)、5.2.及び5.3.に定める基準、UN R98-02(当分の間、UN R98-01-S9と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^②の5.、6.及び7.に定める基準又はUN R112-02(当分の間、UN R112-01-S8と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^③の5.、6.、7.及び8.に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前照灯については、UN R149-00-S3の4。(4.5.1.、4.5.2.2.(b)及び4.12.を除く。)、5.1.、5.2.及び5.4.に定める基準、UN R98-02の5.、6.及び7.に定める基準、UN R112-02の5.、6.、7.及び8.に定める基準又はUN R113-03(当分の間、UN R113-02と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^④の5.、6.、及び7.に定める基準とする。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-S3の5.1.、5.2.、5.3.及び5.4.にかかわらず3.5.1.1.、UN R98-02の6.にかかわらず9.1.3.、UN R112-02の6.にかかわらず10.1.並びにUN R113-03の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第29条第24項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p>
<p>6-66～6-69 (略)</p>	<p>6-66～6-69 (略)</p>
<p>6-70 前部霧灯</p> <p>7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-00-S4の4。(4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2.(b)を除く。)^①及び5.5.又はUN R19-05(当分の間、UN R19-04-S10と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^②の5.、6.、7.及び8.に定める基準。</p>	<p>6-70 前部霧灯</p> <p>7-70の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える前部霧灯については、UN R149-00-S3の4。(4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2.(b)を除く。)^①及び5.5.又はUN R19-05(当分の間、UN R19-04-S10と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)^②の5.、6.、7.及び8.に定める基準。</p>

新	旧
<p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-<u>S4</u>の5.5.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R19-05の6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第30条第16項関係)</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-<u>S3</u>の5.5.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R19-05の6.にかかわらず10.3.5.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。(適用関係告示第30条第16項関係)</p> <p>①～④ (略)</p>
<p>6-71 (略)</p>	<p>6-71 (略)</p>
<p>6-72 側方照射灯</p> <p>7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-00-<u>S4</u>の4.(4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2.(b)を除く。)及び5.6.又はUN R119-02(当分の間、UN R119-01-S6と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-<u>S4</u>の5.6.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R119-02の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-72-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。(適用関係告示第31条第11項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>6-72 側方照射灯</p> <p>7-72の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える側方照射灯については、UN R149-00-<u>S3</u>の4.(4.5.1.、4.5.2.1.及び4.5.2.2.(b)を除く。)及び5.6.又はUN R119-02(当分の間、UN R119-01-S6と読み替えることができる。以下(4)において同じ。)の5.(5.4.1.を除く。)、6.、7.及び8.に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R149-00-<u>S3</u>の5.6.にかかわらず3.5.1.1.及びUN R119-02の6.にかかわらず9.1.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの(7-72-6が適用されるものを除く。)については、この限りでない。(適用関係告示第31条第11項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>
<p>6-73～6-76 (略)</p>	<p>6-73～6-76 (略)</p>
<p>6-77 前部反射器</p> <p>7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-00-<u>S4</u>の3.3.4.2.1.、4.及び5.1.又は細目告示別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-<u>S4</u>の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、細目告示別添60「前部反射器の技術</p>	<p>6-77 前部反射器</p> <p>7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える前部反射器については、UN R150-00-<u>S3</u>の3.3.4.2.1.、4.及び5.1.又は細目告示別添60「前部反射器の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-<u>S3</u>の5.1.にかかわらず3.5.1.1.に適合するものであればよいものとし、細目告示別添60「前部反射器の技術</p>

新	旧
<p>基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3. 2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>	<p>基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添別紙 3. 2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>
<p>6-78 (略)</p>	<p>6-78 (略)</p>
<p>6-79 側方反射器</p>	<p>6-79 側方反射器</p>
<p>7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-79 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-00-S4 の 3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び 5. 1. 又は細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」に定める基準。</p>	<p>(4) 自動車に備える側方反射器については、UN R150-00-S3 の 3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び 5. 1. 又は細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」に定める基準。</p>
<p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S4 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3. 2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>	<p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S3 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 62 「側方反射器の技術基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上の値であること。」と、同別添 3. 2. の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内での光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>
<p>6-80~6-84 (略)</p>	<p>6-80~6-84 (略)</p>
<p>6-85 後部反射器</p>	<p>6-85 後部反射器</p>
<p>7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-85 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>(4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-00-S4 の 3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び 5. 1. 又は細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」に定める基準。</p>	<p>(4) 自動車に備える後部反射器については、UN R150-00-S3 の 3. 3. 4. 2. 1.、4. 及び 5. 1. 又は細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」に定める基準。</p>
<p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S4 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それ</p>	<p>この場合において、反射器の光度係数は、UN R150-00-S3 の 5. 1. にかかわらず 3. 5. 1. 1. に適合するものであればよいものとし、細目告示別添 68 「後部反射器の技術基準」別紙 5 の 3. 1. の規定中「反射器の光度係数は、それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値以上であること。」とあるのは「反射器の光度係数は、それ</p>

新	旧
<p>それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上であること。」と、同別添 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>	<p>それぞれの観測角及び照射角について、次表に示した値に対して 80%以上であること。」と、同別添 3.2.の規定中「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値以上でなければならない。」とあるのは「基準軸 (V=H=0°) を中心とし、以下の 6 点との直線で交わる平面によってできる立体角の範囲内の光度係数は、上表に示した値の 80%以上の値でなければならない。」と読み替えるものとする。</p>
<p>6-86 大型後部反射器</p> <p>7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-00-<u>S4</u> の 4.1.1. から 4.1.4.、5.6. 及び 5.7. 又は UN R70-02 (当分の間、UN R70-01-S10 と読み替えることができる。) の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに細目告示別添 69 「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項)</p> <p>また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項、第 7 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>6-86 大型後部反射器</p> <p>7-86 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R150-00-<u>S3</u> の 4.1.1. から 4.1.4.、5.6. 及び 5.7. 又は UN R70-02 (当分の間、UN R70-01-S10 と読み替えることができる。) の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 4.19. 及び細目告示別添 53 「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」 5.14. 並びに細目告示別添 69 「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項)</p> <p>また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項、第 7 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>
<p>6-87～6-99 (略)</p>	<p>6-87～6-99 (略)</p>
<p>6-100 停止表示器材</p> <p>7-100 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00-<u>S4</u> の 4. 及び 5.9. 又は UN R27-05 (当分の間、UN R27-04-S1 と読み替えることができる。) の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>6-100 停止表示器材</p> <p>7-100 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R150-00-<u>S3</u> の 4. 及び 5.9. 又は UN R27-05 (当分の間、UN R27-04-S1 と読み替えることができる。) の 6.、7. 及び 8. に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 3 項関係)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p>6-101～6-105 (略)</p>	<p>6-101～6-105 (略)</p>
<p>6-106 後写鏡</p>	<p>6-106 後写鏡</p>

新	旧
<p>7-106の規定によるほか、<u>次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u></p> <p>[UN R46-04] ※旧 (2) ②</p> <p>(1) <u>自動車（(3)に掲げる自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、(2)の基準に適合するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 44 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 68 条第 2 項第 1 号及び第 4 項第 2 号関係）</u></p> <p>① <u>運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S9 の 6.1. (6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のものにあつては、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. に限る。)) は除く。）及び 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。)</u> に定める基準。 <u>この場合において、UN R46-04-S9 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1,200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と読み替えるものとする。</u></p> <p>② <u>取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S9 の 15. に定める基準。</u> <u>ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</u> <u>ア UN R46-04-S9 の 12.1. に定める基準アイポイントは、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</u> <u>イ UN R46-04-S9 の 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定の視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>ウ UN R46-04-S9 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>(ア) UN R46-04-S9 の 15.2.4.4. に定める視界範囲</u> <u>(イ) UN R46-04-S9 の 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</u> <u>エ UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。</u> <u>(ア) UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める視界範囲</u> <u>(イ) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u> <u>オ UN R46-04-S9 (15.2.1. (15.2.1.2. を除く。)) を除く。）の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であつて次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。</u></p>	<p>7-106の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>※ (4) へ移動</p> <p>(1) <u>細目告示別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(ア) UN R46-04-S9 の 6.3.2. に適合するもの</u> <u>(イ) 自動車の最外側から突出していないもの</u> <u>(ウ) 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの</u> <u>[UN R46-04 (後方等確認装置)] ※旧 (2) ①</u> (2) <u>後写鏡に代えて後方等確認装置を備える自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</u> については、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 1 項関係、細目告示第 68 条第 1 項及び第 4 項第 1 号関係)</p> <p><u>(削除)</u> ① 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S9 の 6.2.、6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。) に定める基準 ② 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S9 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準 <u>(削除)</u></p>	<p>※ (1) (2) に分割 (2) <u>次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</u></p> <p>① <u>7-106-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。</u> ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S9 の 6.2.、6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. を除く。) に定める基準 イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S9 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準</p> <p>② <u>7-106-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)</u> に備える後写鏡にあつては次に掲げる基準 ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S9 の 6.1. (6.1.1.2. (a)、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車にあつては、6.1.1.3. 及び 6.1.1.5. に限る。)) は除く。) 及び 6.3. (6.3.1.1. 中記号取付に係る部分を除く。) に定める基準。 この場合において、UN R46-04-S9 の 6.1.2.2.4.2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1.8m 超」と読み替えるものとする。 イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S9 の 15. に定める基準。 ただし、次に掲げる補正を行うことができる。 (ア) UN R46-04-S9 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。 (イ) UN R46-04-S9 の 15.2.4.1. から 15.2.4.3. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 (ウ) UN R46-04-S9 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。 ・UN R46-04-S9 の 15.2.4.4. に定める視界範囲 ・UN R46-04-S9 の 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲</p>

新	旧
<p>[細目告示別添 82・細目告示別添 83]</p> <p>(3) <u>ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 44 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 68 条第 3 項及び第 4 項第 4 号関係）</u></p> <p>[細目告示別添 79] ※旧 (1)</p> <p>(4) <u>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないもの、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 79「衝撃緩和式後写鏡の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。</u> <u>ただし、取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m を超える後写鏡には適用しない。（適用関係告示第 52 条第 5 項関係）</u></p> <p>① <u>令和元年 6 月 17 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和元年 6 月 18 日から令和 3 年 9 月 17 日（内燃機関以外を原動機とする貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、令和 4 年 12 月 17 日）までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和元年 6 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> イ <u>令和元年 6 月 18 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、令和元年 6 月 17 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と運転者の視野及び乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p>	<p>(エ) <u>UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる視界範囲を、直接、後方等確認装置、後写鏡若しくは 6-107 に規定する鏡その他の装置又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</u> <u>この場合において、同規則の 15.2.2.7. の規定及び同規定に係る 15.2.1.1.1. の規定は適用しないものとする。</u> ・ <u>UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める視界範囲</u> ・ <u>別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. の規定に基づき設置した障害物の少なくとも一部</u></p> <p>(オ) <u>UN R46-04-S9（15.2.1.（15.2.1.2. を除く。）を除く。）の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であつて次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。</u> ・ <u>UN R46-04-S9 の 6.3.2. に適合するもの</u> ・ <u>自動車の最外側から突出していないもの</u> ・ <u>地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの</u></p> <p>(3) 細目告示別添 82「二輪自動車等の後写鏡の技術基準」及び細目告示別添 83「二輪自動車等の後写鏡及び後写鏡取付装置の技術基準」に定める基準</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの</u></p> <p><u>[適用除外]</u></p> <p><u>(5) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、(1) から (4) の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 1 項関係）</u></p> <p>6-107 直前及び側方の視界 7-107 の規定によるほか、<u>次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>[細目告示別添 81]</u></p> <p>(1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、運転者が運転者席において細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。</u> <u>なお、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。（保安基準第 44 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 68 条第 5 項及び第 6 項関係）</u> <u>[細目告示別添 81 一部除外]</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる自動車については、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」3.4. 及び 3.5. の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 7 項関係）</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>令和 4 年 7 月 1 日以降に製作された自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び保安基準第 44 条第 5 項の鏡その他の装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>[適用除外]</u></p> <p><u>(3) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車（平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、(1) 及び (2) の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 1 項関係）</u></p> <p>6-108 後退時車両直後確認装置 7-108 の規定によるほか、<u>次に掲げる規定を適用する。</u> <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>6-107 直前及び側方の視界 7-107 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。</p> <p><u>この場合において、車両総重量が 7.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-S9 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」3.4. 及び 3.5. の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条第 7 項関係）</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>令和 4 年 7 月 1 日以降に製作された自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（保安基準第 44 条第 5 項の鏡その他の装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-108 後退時車両直後確認装置 7-108 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>するものとする。</u> <u>[UN R158-00]</u> (1) <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R158-00-S1 の 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係）</u> ① <u>車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</u> ② <u>車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車</u> ③ <u>レッカー車</u> ④ <u>運転者の直接視界により UN R158-00-S1 の 15.（15.2.1.1.を除く。）の基準に適合する自動車（UN R158-00-S1 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。）</u> <u>[適用除外]</u> (2) <u>次に掲げる自動車については、(1) の規定は適用しない。（適用関係告示第 52 条の 2 関係）</u> ① <u>令和 4 年 4 月 30 日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u> <u>ア 令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> <u>イ 令和 4 年 5 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 4 月 30 日以前のもの</u></p> <p>6-109 窓ふき器等 7-109 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 この場合において、技術基準等の審査については、<u>書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> <u>[細目告示別添 84・細目告示別添 86]</u> (1) <u>専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」及び細目告示別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 45 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 69 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 2 号関係）</u></p>	<p>(1) UN R158-00 の 6.、15.（15.2.1.1.を除く。）、16.及び 17.に定める基準</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6-109 窓ふき器等 7-109 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u> (1) 細目告示別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準</p>

新	旧
<p><u>[細目告示別添 85]</u></p> <p>(2) <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 45 条第 2 項関係、細目告示第 69 条第 2 項第 3 号関係）</u></p> <p><u>[適用除外]</u></p> <p>(3) <u>平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) 及び (2) の規定は適用しない。（適用関係告示第 53 条第 1 項関係）</u></p> <p>6-110 速度計等</p> <p>7-110 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u></p> <p><u>[細目告示別添 88]</u></p> <p>(1) <u>自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であって速度計を備えないものにあつては、この限りでない。</u> <u>なお、細目告示別添 88「速度計の技術基準」3.3.の規定中、「$0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 4$」とあるのは「$0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 6$（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては $0 \leq V1 - V2 \leq V2/10 + 8$）」と読み替えるものとする。（保安基準第 46 条第 1 項関係、細目告示第 70 条第 1 項関係）</u></p> <p><u>[UN R39-01]</u></p> <p>(2) <u>自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）は、UN R39-01-S1 の 5.5. に定める基準に適合するものでなければならない。</u> <u>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車であつて走行距離計を備えないものにあつては、この限りでない。（保安基準第 46 条第 2 項関係、細目告示第 70 条第 2 項関係）</u></p> <p><u>[細目告示別添 88 適用除外]</u></p> <p>(3) <u>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。（適用関係告示第 54 条第 1 項関係）</u></p> <p><u>[UN R39-01 適用除外]</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる自動車については、(2) の規定は適用しない。（適用関係告示第 54 条第 4 項関係）</u></p> <p><u>① 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p><u>② 平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>イ 平成 29 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車</u></p>	<p>(2) 細目告示別添 85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準</p> <p><u>※ (1) に統合</u></p> <p>(3) <u>細目告示別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準</u></p> <p>6-110 速度計等</p> <p>7-110 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 細目告示別添 88「速度計の技術基準」に定める基準</p> <p>(2) <u>自動車に備える走行距離計については、UN R39-01-S1 の 5.5. に定める基準</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>車特別取扱自動車であって、平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新 型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と速度及び走行距離の表示に 係る性能が同一であるもの</u></p> <p>6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1 (略) 6-110 の 2-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-01 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係) [UN R160-01 の読み替え適用]</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあつては、「UN R160-01 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-01 の 1.4. 及び 5. (5.4.1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>オフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>(イ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>オフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分 (乗員保護装置を含む。) のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>(イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車</p>	<p>6-110 の 2 事故情報計測・記録装置 6-110 の 2-1 (略) 6-110 の 2-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00 の 1.4. 及び 5. に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 70 条の 2 第 1 項関係) [UN R160-00 の読み替え適用]</p> <p>(2) 次に掲げる自動車にあつては、「UN R160-00 の 1.4. 及び 5.」を「UN R160-00 の 1.4. 及び 5. (5.4.1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 2.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 5 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (<u>オフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)</p> <p>(イ) 令和 5 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (<u>オフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>) であつて、令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (<u>オフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>) と運転者室及び客室を取り囲む部分 (乗員保護装置を含む。) のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のもののうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和 9 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>(ア) 令和 9 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (<u>フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)</p> <p>(イ) 令和 9 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車</p>

新	旧
<p>車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた多仕様自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p>	<p>車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和9年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p>
<p>ウ（略）</p>	<p>ウ（略）</p>
<p>6-110の2-3 適用関係の整理</p>	<p>6-110の2-3 適用関係の整理</p>
<p>(1) 次に掲げる自動車については、6-110の2-4（従前規定の適用①）の規定を適用する。 （適用関係告示第54条の2第1項関係）</p>	<p>(1) 次に掲げる自動車については、6-110の2-4（従前規定の適用①）の規定を適用する。 （適用関係告示第54条の2第1項関係）</p>
<p>①（略） ② 令和4年7月1日から令和8年6月30日まで（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	<p>①（略） ② 令和4年7月1日から令和8年6月30日まで（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの ア（略） イ 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。</u>）</p>
<p>ウ 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</p>	<p>ウ 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。</u>）であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（<u>事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。</u>）と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</p>
<p>③（略）</p>	<p>③（略）</p>
<p><u>(2) 次に掲げる自動車については、6-110の2-5（従前規定の適用②）の規定を適用する。</u> <u>（適用関係告示第54条の2第4項関係）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>① <u>令和6年6月30日以前に製作された自動車</u> ② <u>令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア <u>令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u> イ <u>令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</u></p>	
<p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年6月30日以前のもの</u></p>	

新	旧
<p>6-110の2-4 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第54条の2第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年7月1日から令和8年6月30日まで(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで)に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和4年6月30日(輸入された自動車にあっては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>ウ 令和4年7月1日(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年6月30日(輸入された自動車にあっては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ (略)</p> <p>6-110の2-5 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第54条の2第4項関係)</p> <p>① <u>令和6年6月30日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和6年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和6年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和8年6月30日以前のもの</u></p> <p>6-110の2-5-1 装備要件 6-110の2-1に同じ。</p> <p>6-110の2-5-2 性能要件(書面等による審査) (1) <u>事故情報計測・記録装置の記録性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R160-00の1.4.及び5.に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第70条の2第1項関係)</u></p> <p><u>[UN R160-00の読み替え適用]</u></p>	<p>6-110の2-4 従前規定の適用① 次に掲げる自動車については、事故情報計測・記録装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第54条の2第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年7月1日から令和8年6月30日まで(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで)に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和4年6月30日(輸入された自動車にあっては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>ウ 令和4年7月1日(輸入された自動車にあっては令和5年7月1日)以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)</u>であって、令和4年6月30日(輸入された自動車にあっては令和5年6月30日)以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(事故情報計測・記録装置を備えたものに限る。)</u>と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(2) 次に掲げる自動車にあっては、「UN R160-00 の 1. 4. 及び 5.」を「UN R160-00 の 1. 4. 及び 5. (5. 4. 1. を除く。)」と読み替えることができる。(適用関係告示第 54 条の 2 第 3 項関係)</u></p> <p><u>① 6-110 の 2-2 (2) ①に同じ。</u></p> <p><u>② 6-110 の 2-2 (2) ②に同じ。</u></p> <p>6-111～6-113 (略)</p> <p>6-114 運行記録計 7-114 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> [細目告示別添 89] (1) <u>次に掲げる自動車（緊急自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 2 第 1 項、第 2 項関係、細目告示第 73 条関係)</u></p> <p><u>① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u></p> <p>[適用除外] (2) <u>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。(適用関係告示第 56 条関係)</u></p> <p>6-115 速度表示装置 7-115 の規定によるほか、次に掲げる規定を適用する。 <u>この場合において、技術基準等の審査については、書面その他適切な方法により審査するものとする。</u> [細目告示別添 90] (1) <u>次に掲げる自動車（緊急自動車、被牽引自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。）に速度表示装置を備える場合にあっては、細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条の 3 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 74 条関係)</u></p> <p><u>① 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの</u></p> <p><u>② ①の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車</u></p> <p>[適用除外] (2) <u>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、(1) の規定は適用しない。(適用関係告示第 57 条関係)</u></p> <p>6-116～6-125 (略)</p>	<p>6-111～6-113 (略)</p> <p>6-114 運行記録計 7-114 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 細目告示別添 89「運行記録計の技術基準」に定める基準</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-115 速度表示装置 7-115 の規定によるほか、<u>書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 細目告示別添 90「速度表示装置の技術基準」に定める基準</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-116～6-125 (略)</p>

新	旧
<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-3 (略)</p> <p>7-4 車両総重量 7-4-1 テスタ等による審査 (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあっては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① <u>自動車の構造又は装置を改造し、改造前の車両総重量の許容限度を超えるもの</u>であって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略)</p> <p>7-4-2～7-4-3 (略)</p> <p>7-5 軸重等 7-5-1 テスタ等による審査 (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあっては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① <u>自動車の構造又は装置を改造し、改造前の軸重の許容限度を超えるもの</u>であって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略) (3) ～ (7) (略)</p> <p>7-5-2～7-5-5 (略)</p> <p>7-6～7-10 (略)</p> <p>7-11 走行装置 7-11-1～7-11-3 (略) 7-11-4 適用関係の整理 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-11-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア (略)</p>	<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 7-1～7-3 (略)</p> <p>7-4 車両総重量 7-4-1 テスタ等による審査 (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあっては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① <u>車両総重量の許容限度を超える改造</u>であって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略)</p> <p>7-4-2～7-4-3 (略)</p> <p>7-5 軸重等 7-5-1 テスタ等による審査 (1) (略) (2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあっては、これを超えてはならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① <u>軸重の許容限度を超える改造</u>であって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② (略) (3) ～ (7) (略)</p> <p>7-5-2～7-5-5 (略)</p> <p>7-6～7-10 (略)</p> <p>7-11 走行装置 7-11-1～7-11-3 (略) 7-11-4 適用関係の整理 (1) ～ (2) (略) (3) 次に掲げる自動車については、7-11-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア (略)</p>

新	旧
<p>イ 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和5年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p>	<p>イ 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの（複輪の車軸を有しないものに限る。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> であって、令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人未満の車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和5年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> であって、令和5年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p>

新	旧
<p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>7-11-5～7-11-6 (略)</p> <p>7-11-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人未満の車両総重量3.5t以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、</p>	<p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>7-11-5～7-11-6 (略)</p> <p>7-11-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第5条第13項、第14項及び第15項関係)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和4年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和4年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u>であって、令和4年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u>とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t以下のもの(複輪の車軸を有しないものに限る。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和6年7月6日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和6年7月6日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u>であって、令和6年7月5日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u>とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人未満の車両総重量3.5t以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量3.5t以下であって複輪の車軸を有しないものを除く。)のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 令和5年7月6日から令和7年7月5日までに製作された自動車であって、</p>

新	旧
<p>次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(ウ) 令和 5 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>タイヤ空気圧監視装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>7-11-7-1 (略)</p> <p>7-12 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置</p> <p>7-13-1 性能要件</p> <p>7-13-1-1～7-13-1-2 (略)</p> <p>7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04-<u>S2</u> の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。ただし、UN R79-04-<u>S2</u> に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。）を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04-<u>S2</u> の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-3 (略)</p> <p>7-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ UN R79-04-<u>S2</u> の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車</p> <p>7-13-5～7-13-13 (略)</p> <p>7-13-14 従前規定の適用⑩</p>	<p>次に掲げるもの</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u></p> <p>(ウ) 令和 5 年 7 月 6 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> であって、令和 5 年 7 月 5 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(タイヤ空気圧監視装置を備えたものに限る。)</u> とタイヤ空気圧監視装置の型式及び性能に変更がないもの</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>7-11-7-1 (略)</p> <p>7-12 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置</p> <p>7-13-1 性能要件</p> <p>7-13-1-1～7-13-1-2 (略)</p> <p>7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。ただし、UN R79-04 に定める 2. 3. 4. 1. 3.、2. 3. 4. 1. 5. 及び 2. 3. 4. 1. 6. の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2. 3. 4. 5. に定める機能を有するものであって、5. 1. 6. 3. 1. (a) に適合するものに限る。）を備えるものについては、5. 6. の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-3 (略)</p> <p>7-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 次の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-13-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 7 条第 15 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ UN R79-04 の 5. 1. 6. 3. 9. の適用を受けない自動車</p> <p>7-13-5～7-13-13 (略)</p> <p>7-13-14 従前規定の適用⑩</p>

新				旧			
次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第15項関係）				次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第15項関係）			
①～④（略）				①～④（略）			
⑤ UN R79-04- <u>S2</u> の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車				⑤ UN R79-04 の 5.1.6.3.9. の適用を受けない自動車			
7-13-14-1（略）				7-13-14-1（略）			
7-14（略）				7-14（略）			
7-15 トラック・バスの制動装置				7-15 トラック・バスの制動装置			
7-15-1～7-15-3（略）				7-15-1～7-15-3（略）			
7-15-4 適用関係の整理				7-15-4 適用関係の整理			
(1)～(7)（略）				(1)～(7)（略）			
[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）]				[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）]			
(8) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-15-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係）				(8) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-15-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係）			
①～③（略）				①～③（略）			
区分		製作年月日又は適用日	指定等年月日	区分		製作年月日又は適用日	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
貨物の運送の用に供する自動車	<u>車両総重量 8t 以下（内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。）</u>	<u>R5. 4. 30</u>	<u>R1. 10. 31</u>	貨物の運送の用に供する自動車	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(9)～(10)（略）				(9)～(10)（略）			
7-15-5～7-15-11（略）				7-15-5～7-15-11（略）			
[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）]				[制動装置：UN R13 適用（車両安定性制御装置（EVSC）任意装備）]			
7-15-12 従前規定の適用⑧				7-15-12 従前規定の適用⑧			
次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係）				次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係）			
①～③（略）				①～③（略）			
区分		製作年月日又は適用日	指定等年月日	区分		製作年月日又は適用日	指定等年月日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
貨物の運送の用に供する自動車	<u>車両総重量 8t 以下（内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。）</u>	<u>R5. 4. 30</u>	<u>R1. 10. 31</u>	貨物の運送の用に供する自動車	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

新				旧			
供する自 動車	<u>原動機とする軽自動車に限る。</u>			供する自 動車			
7-15-12-1～7-15-12-2 (略) 7-15-13～7-15-14 (略)				7-15-12-1～7-15-12-2 (略) 7-15-13～7-15-14 (略)			
7-16～7-19 (略)				7-16～7-19 (略)			
7-20 衝突被害軽減制動制御装置				7-20 衝突被害軽減制動制御装置			
7-20-1 (略)				7-20-1 (略)			
7-20-2 性能要件				7-20-2 性能要件			
7-20-2-1 (略)				7-20-2-1 (略)			
7-20-2-2 書面等による審査				7-20-2-2 書面等による審査			
衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)				衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。				(2) 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02の5.及び6.に適合するものでなければならない。			
この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。				この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。			
①～③ (略)				①～③ (略)			
7-20-3 (略)				7-20-3 (略)			
7-20-4 適用関係の整理				7-20-4 適用関係の整理			
(1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)				(1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)			
① (略)				① (略)			
② 次に掲げる自動車のうち次に掲げるもの				② 次に掲げる自動車のうち次に掲げるもの			
ア (略)				ア (略)			
イ 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの				イ 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの			
(ア) 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は <u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u>				(ア) 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)			
(イ) 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は <u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は <u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力				(イ) 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>) から、種			

新	旧																																																
<p>伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第18項、19項、20項、21項、22項、23項、第39項、第42項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第38項、第40項、第41項、第43項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-8 (従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第56項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u>であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u>から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基</p>	区分		指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分		指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第18項、19項、20項、21項、22項、23項、第39項、第42項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の<u>も</u>の自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第38項、第40項、第41項、第43項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の<u>も</u>の自動車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-8 (従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第56項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>) から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並び</p>	区分		指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の <u>も</u> の自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分		指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の <u>も</u> の自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分		指定等年月日	製作年月日																																														
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
区分		指定等年月日	製作年月日																																														
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
区分		指定等年月日	製作年月日																																														
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の <u>も</u> の自動車	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
区分		指定等年月日	製作年月日																																														
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の <u>も</u> の自動車	(略)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														

新	旧
<p>準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-9 (従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第58項関係)</p> <p>① 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>に適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>(5) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、7-20-9 (従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第58項関係)</p> <p>① 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車又は多仕様自動車 <u>(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(略)</p>
<p>7-20-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>(ア) 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>(イ) 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>7-20-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第6項、第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項、第59項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>(ア) 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 <u>(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>(イ) 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 <u>(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u> から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(略)</p>
<p>7-20-5-1 (略)</p> <p>7-20-6～7-20-7 (略)</p>	<p>7-20-5-1 (略)</p> <p>7-20-6～7-20-7 (略)</p>

新	旧
<p>7-20-8 従前規定の適用④</p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第56項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>7-20-8-1～7-20-8-2 (略)</p> <p>7-20-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第58項関係)</p> <p>① 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車又は<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(略)</p> <p>7-20-9-1～7-20-9-2 (略)</p> <p>7-21～7-22 (略)</p> <p>7-23 燃料装置</p> <p>7-23-1～7-23-3 (略)</p> <p>7-23-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>7-20-8 従前規定の適用④</p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第56項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(略)</p> <p>7-20-8-1～7-20-8-2 (略)</p> <p>7-20-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第58項関係)</p> <p>① 同表の区分に応じた「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車又は多仕様自動車 (<u>衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)</p> <p>イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(略)</p> <p>7-20-9-1～7-20-9-2 (略)</p> <p>7-21～7-22 (略)</p> <p>7-23 燃料装置</p> <p>7-23-1～7-23-3 (略)</p> <p>7-23-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

新	旧
<p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第18項関係） ①～④（略）</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添17 適用]</p> <p>(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第16項関係） ①～④（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第17項関係） ①～④（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>7-23-5～7-23-11（略）</p> <p>[ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用]</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>7-23-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第18項関係） ①～④（略）</p> <p>7-23-12-1（略）</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添17 適用]</p> <p>7-23-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第16項関係） ①～④（略）</p> <p>7-23-13-1（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]</p> <p>7-23-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第17項関係） ①～④（略）</p> <p>7-23-14-1（略）</p> <p>7-23-15（略）</p>	<p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第17項関係） ①～④（略）</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添17 適用]</p> <p>(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第15項関係） ①～④（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-23-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第12条第16項関係） ①～④（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>7-23-5～7-23-11（略）</p> <p>[ポールとの衝突に係る適用：UN R135-00-S1 適用]</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>7-23-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第17項関係） ①～④（略）</p> <p>7-23-12-1（略）</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添17 適用]</p> <p>7-23-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第15項関係） ①～④（略）</p> <p>7-23-13-1（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]</p> <p>7-23-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第12条第16項関係） ①～④（略）</p> <p>7-23-14-1（略）</p> <p>7-23-15（略）</p>

新	旧
<p>7-24 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p> <p>7-25-1-1 (略)</p> <p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は 7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</p> <p>ア UN R134-01-<u>S1</u> (7.1.1.1、7.1.1.3 から 7.1.6. に限る。)に定める基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R137-02-<u>S2</u> (附則 3 に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u> (7.2.1. から 7.2.3. までに限る。)に適合すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満</p>	<p>7-24 (略)</p> <p>7-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p> <p>7-25-1-1 (略)</p> <p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、7-25-1-1 (3) ①ア (エ) 又は 7-25-1-1 (3) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</p> <p>ア UN R134-01 (7.1.1.1、7.1.1.3 から 7.1.6. に限る。)に定める基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次に掲げるものを除く。)にあつては、UN R137-02-<u>S1</u> (附則 3 に限る。)に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01 (7.2.1. から 7.2.3. までに限る。)に適合すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満</p>

新	旧
<p>の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-<u>S2</u> の 5.2.1.（5.2.1.1.及び 5.2.1.2.を除く。）に適合すること。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01-<u>S1</u>（7.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04-<u>S1</u>（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-01-<u>S1</u>（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-<u>S1</u>（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-01-<u>S3</u>（5.5.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>(a) ~ (i) (略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）</p> <p>① UN R110-<u>05</u> の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-<u>05</u> の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-<u>05</u> の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）</p> <p>① UN R110-<u>05</u> の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、</p>	<p>の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあっては、UN R153-00-<u>S1</u> の 5.2.1.（5.2.1.1.及び 5.2.1.2.を除く。）に適合すること。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあっては、UN R134-01（7.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあっては、UN R94-04（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-01（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあっては、UN R135-01-<u>S2</u>（5.5.2.に限る。）に適合すること。</p> <p>(a) ~ (i) (略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係）</p> <p>① UN R110-<u>04-S2</u> の 18.（18.1.8.2.、18.1.8.4.、18.3.4.から 18.3.6.まで、18.6.、18.7.1.1.、18.7.2.1.、18.7.9.、18.9.2.、18.12.及び 18.13.を除く。）に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-<u>04-S2</u> の 6.1.（配管に係る規定に限る。）並びに 8.1.及び 8.3.から 8.11.まで（ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。）に適合するものであるときは、UN R110-<u>04-S2</u> の 18.1.2.は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係）</p> <p>① UN R110-<u>04-S2</u> の 18.（18.1.8.1.、18.1.8.4.、18.3.1.から 18.3.3.まで、18.5.、</p>

新	旧
<p>18.7.1. (18.7.1.1.を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-05の6.1. (配管に係る規定に限る。)並びに8.1.及び8.13.から8.22.まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-05の18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添17適用]</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-14 (従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第21項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1適用]</p> <p>(11) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-15 (従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第22項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものに限る。)については、7-25-17 (従前規定の適用⑬)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第23項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車又は<u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>(14) 次に掲げる自動車については、7-25-18 (従前規定の適用⑭)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第24項関係)</u></p> <p>① <u>令和7年8月31日以前に製作されたもの</u></p> <p>② <u>令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和7年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車又は多仕様自動車</u></p>	<p>18.7.1. (18.7.1.1.を除く。)、18.7.2. (18.7.2.1.を除く。)、18.8.3.、18.8.7.1.、18.9.1.、18.10.3.及び18.10.4.を除く。)に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-04-S2の6.1. (配管に係る規定に限る。)並びに8.1.及び8.13.から8.22.まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-04-S2の18.1.2.は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7-25-2～7-25-3 (略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添17適用]</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-14 (従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第20項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1適用]</p> <p>(11) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-25-15 (従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第21項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものに限る。)については、7-25-17 (従前規定の適用⑬)の規定を適用する。(適用関係告示第13条第22項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車 特別取扱自動車又は多仕様自動車 (<u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>イ 令和7年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和7年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める設定基準値が同一であるもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p>7-25-5～7-25-13（略） 〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用〕 7-25-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 第 <u>21</u> 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-25-14-1（略） 〔オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用〕 7-25-15 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 <u>22</u> 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-25-15-1（略） 7-25-16（略） 7-25-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 <u>23</u> 項関係） ①（略） ② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は<u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた多仕様自動車</u> イ～ウ（略） ③～④（略）</p> <p>7-25-17-1（略）</p>	<p>7-25-5～7-25-13（略） 〔後面衝突に係る適用：細目告示別添 17 適用〕 7-25-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 第 <u>20</u> 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-25-14-1（略） 〔オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用〕 7-25-15 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 <u>21</u> 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-25-15-1（略） 7-25-16（略） 7-25-17 従前規定の適用⑬ 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものに限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 <u>22</u> 項関係） ①（略） ② 令和 4 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 4 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（<u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。</u>） イ～ウ（略） ③～④（略）</p> <p>7-25-17-1（略）</p>

新	旧
<p>7-25-18 従前規定の適用④ <u>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第24項関係)</u></p> <p>① <u>令和7年8月31日以前に製作されたもの</u> ② <u>令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された次に掲げるもの</u> ア <u>令和7年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</u> イ <u>令和7年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和7年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める設定基準値が同一であるもの</u> ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u> ③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和9年8月31日以前のもの</u> ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和9年8月31日以前のもの</u></p> <p>7-25-18-1 性能要件 7-25-18-1-1 視認等による審査 <u>7-25-1-1に同じ。</u></p> <p>7-25-18-1-2 書面等による審査 (1) <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u> <u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</u> ① <u>圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</u> <u>ただし、7-25-1-1(3)①ア(エ)又は7-25-1-1(3)①イ(エ)のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</u> ア <u>UN R134-01(7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。)に定める基準に適合すること。</u> イ <u>7-25-1-2(1)イに同じ。</u> ② <u>7-25-1-2(1)②に同じ。</u> ③ <u>7-25-1-2(1)③に同じ。</u> ④ <u>7-25-1-2(1)④に同じ。</u> ⑤ <u>7-25-1-2(1)⑤に同じ。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>⑥ 7-25-1-2 (1) ⑥に同じ。</u></p> <p><u>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次に掲げるものを除く。）にあつては、UN R137-02-S1（附則 3 に限る。）に定める方法及び細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び 3.1.2.6.から 3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01-S1（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u></p> <p><u>ア 7-25-1-2 (2) ①アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-25-1-2 (2) ①イに同じ。</u></p> <p><u>ウ 7-25-1-2 (2) ①ウに同じ。</u></p> <p><u>エ 7-25-1-2 (2) ①エに同じ。</u></p> <p><u>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）に限る。）にあつては、UN R153-00-S1 の 5.2.1.（5.2.1.1.及び 5.2.1.2.を除く。）に適合すること。</u></p> <p><u>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R134-01（7.2.に限る。）に適合すること。</u></p> <p><u>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 3.5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。）にあつては、UN R94-04（附則 3 の 1.、3.及び 4.に限る。）に定める方法及び UN R134-01（附則 5 に限る。）に定める方法により試験を行った結果、UN R134-01（7.2.1.から 7.2.3.までに限る。）に適合すること。</u></p> <p><u>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。）にあつては、UN R135-01-S2（5.5.2.に限る。）に適合すること。</u></p> <p><u>(a) 7-25-1-2 (2) ⑤ (a) に同じ。</u></p> <p><u>(b) 7-25-1-2 (2) ⑤ (b) に同じ。</u></p> <p><u>(c) 7-25-1-2 (2) ⑤ (c) に同じ。</u></p> <p><u>(d) 7-25-1-2 (2) ⑤ (d) に同じ。</u></p> <p><u>(e) 7-25-1-2 (2) ⑤ (e) に同じ。</u></p>	

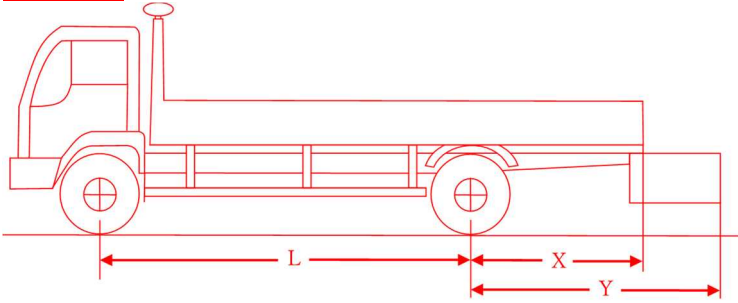
新	旧
<p><u>(f) 7-25-1-2 (2) ⑤ (f) に同じ。</u></p> <p><u>(g) 7-25-1-2 (2) ⑤ (g) に同じ。</u></p> <p><u>(h) 7-25-1-2 (2) ⑤ (h) に同じ。</u></p> <p><u>(i) 7-25-1-2 (2) ⑤ (i) に同じ。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車にあつては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係)</u></p> <p><u>ア 7-25-1-2 (2) ⑤アに同じ。</u></p> <p><u>イ 7-25-1-2 (2) ⑤イに同じ。</u></p> <p><u>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① UN R110-04-S2 の 18. (18. 1. 8. 2.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 4. から 18. 3. 6. まで、18. 6.、18. 7. 1. 1.、18. 7. 2. 1.、18. 7. 9.、18. 9. 2.、18. 12. 及び 18. 13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ただし、UN R110-04-S2 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 3. から 8. 11. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18. 1. 2. は適用しない。</u></p> <p><u>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>① UN R110-04-S2 の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>ただし、UN R110-04-S2 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-04-S2 の 18. 1. 2. は適用しない。</u></p> <p><u>(5) 7-25-1-2 (5) に同じ。</u></p>	
7-26 電気装置	7-26 電気装置

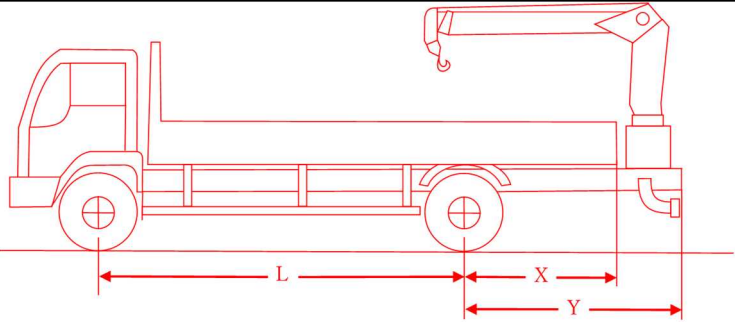
新	旧
<p>7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係）</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6.2.、6.3.及び 6.10. に適合するものとする。</p> <p>また、7-26-1-1（4）の自動車にあつては、②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ル）</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03-<u>S1</u> の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4. に適合するものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係）</p> <p>① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-02-<u>S2</u> の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>② 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R94-04-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ アからウまでのいずれかの <u>自動車の</u> 形状に類する自動車</p> <p>③ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R95-05-<u>S2</u> の 5.3.7. に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 着席基準点の地面からの高さが 700 mm を超え、車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u></p> <p><u>ウ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u></p>	<p>7-26-1 性能要件 7-26-1-1 (略) 7-26-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係）</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.（6.4.を除く。）に適合するものであること。</p> <p>この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.2.、6.3.及び 6.10. に適合するものとする。</p> <p>また、7-26-1-1（4）の自動車にあつては、②の基準に適合するものであればよい。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ル）</p> <p>② 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）は、UN R100-03 の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4. に適合するものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係）</p> <p>① 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R137-02-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>② 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R94-04 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ アからウまでのいずれかの形状に類する <u>形状の</u> 自動車</p> <p>③ 自動車（次に掲げるものを除く。）については、UN R95-05-<u>S1</u> の 5.3.7. に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>エ アからウまでの</u>いずれかの自動車の形状に類する自動車</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-<u>S2</u> の 5.2.2. に適合すること。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04-<u>S1</u> の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑦（略）</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03-<u>S1</u> の 6.4.1. に適合するものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係）</p> <p>① UN R137-02-<u>S2</u> の 5.2.8. 又は UN R94-04-<u>S1</u> の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② UN R153-00-<u>S2</u> の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置</p> <p>③ UN R95-05-<u>S2</u> の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図)（略）</p> <p>7-26-2～7-26-3（略）</p> <p>7-26-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 30 項関係）</p> <p>①～④（略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>ウ ア又はイの</u>いずれかの形状に類する形状の自動車</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人未満の自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車並びに貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超えるものを除く。）及び当該自動車の形状に類する自動車については、UN R153-00-<u>S1</u> の 5.2.2. に適合すること。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）及び専ら貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。）については、UN R12-04-S5 の 5.5. 又は UN R94-04 の 5.2.8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑦（略）</p> <p>⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.4. の基準に適合すること。 この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.4.1. に適合するものとする。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないよう確実に取付けられているものであればよい。 なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係）</p> <p>① UN R137-02-<u>S1</u> の 5.2.8. 又は UN R94-04 の 5.2.8. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② UN R153-00-<u>S1</u> の 5.2.2. が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最後端部から車両後端までの車両中心線に平行な水平距離が 65mm 以上の位置</p> <p>③ UN R95-05-<u>S1</u> の 5.3.7. が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置 (参考図)（略）</p> <p>7-26-2～7-26-3（略）</p> <p>7-26-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 29 項関係）</p> <p>①～④（略）</p>

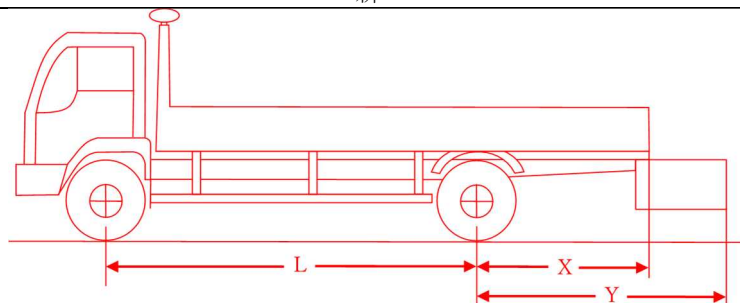
新	旧
<p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</p> <p>(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 31 項関係） ①～④（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 29 項関係） ①～④（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>(12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-16（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 32 項） ①～④（略）</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用]</p> <p>(13) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 35 項関係） ①～④（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用]</p> <p>(14) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 34 項関係） ①～④（略）</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用]</p> <p>(15) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 33 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-26-5～7-26-11（略）</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>7-26-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 30 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-26-12-1（略）</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</p> <p>7-26-13 従前規定の適用⑨</p>	<p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</p> <p>(9) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 30 項関係） ①～④（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(10) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 28 項関係） ①～④（略）</p> <p>(11)（略）</p> <p>(12) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 31 項） ①～④（略）</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-04 適用]</p> <p>(13) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 34 項関係） ①～④（略）</p> <p>[オフセット衝突に係る適用：UN R94-03-S2 適用]</p> <p>(14) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 33 項関係） ①～④（略）</p> <p>[フルラップ衝突に係る適用：UN R137-01-S3 適用]</p> <p>(15) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-26-19（従前規定の適用⑮）の規定を適用する。（適用関係告示第 14 条第 32 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-26-5～7-26-11（略）</p> <p>[側面衝突に係る適用：UN R95-03-S7 適用]</p> <p>7-26-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 29 項関係） ①～④（略）</p> <p>7-26-12-1（略）</p> <p>[後面衝突に係る適用：細目告示別添 111 適用]</p> <p>7-26-13 従前規定の適用⑨</p>

新	旧
<p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>31</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-13-1 (略) 【オフセット衝突に係る適用 : UN R94-03-S1 適用】</p> <p>7-26-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>29</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-14-1 (略)</p> <p>7-26-15 (略)</p> <p>7-26-16 従前規定の適用⑪ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>32</u> 項)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-16-1 (略) 【側面衝突に係る適用 : UN R95-04 適用】</p> <p>7-26-17 従前規定の適用⑬ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>35</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-17-1 (略) 【オフセット衝突に係る適用 : UN R94-03-S2 適用】</p> <p>7-26-18 従前規定の適用⑭ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>34</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-18-1 (略) 【フルラップ衝突に係る適用 : UN R137-01-S3 適用】</p> <p>7-26-19 従前規定の適用⑮ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>33</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-19-1 (略)</p>	<p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>30</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-13-1 (略) 【オフセット衝突に係る適用 : UN R94-03-S1 適用】</p> <p>7-26-14 従前規定の適用⑩ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>28</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-14-1 (略)</p> <p>7-26-15 (略)</p> <p>7-26-16 従前規定の適用⑫ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>31</u> 項)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-16-1 (略) 【側面衝突に係る適用 : UN R95-04 適用】</p> <p>7-26-17 従前規定の適用⑬ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>34</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-17-1 (略) 【オフセット衝突に係る適用 : UN R94-03-S2 適用】</p> <p>7-26-18 従前規定の適用⑭ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>33</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-18-1 (略) 【フルラップ衝突に係る適用 : UN R137-01-S3 適用】</p> <p>7-26-19 従前規定の適用⑮ 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 <u>32</u> 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-26-19-1 (略)</p>

新	旧
<p>7-27 (略)</p> <p>7-28 車枠及び車体</p> <p>7-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げるものは、(7) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((8) の自動車以外のものに限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</u> <u>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア</u> 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあつては 20 分の 11 以下) であるもの</p> <p><u>イ</u> 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの <u>(参考図)</u></p>  $X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20} \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p><u>② 物品積載装置の後にクレーン等を備えた自動車 ((8) の自動車以外のものに限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</u></p> <p><u>ア</u> 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあつては 20 分の 11 以下) であるもの</p> <p><u>イ</u> 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの <u>(参考図)</u></p>	<p>7-27 (略)</p> <p>7-28 車枠及び車体</p> <p>7-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車 ((8) の自動車以外の自動車に限る。) であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (7) の基準に適合するものとする。</u> <u>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>①</u> 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下 (小型自動車にあつては 20 分の 11 以下) であるもの</p> <p><u>②</u> 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
 $X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$	
<p>7-28-2~7-28-5 (略)</p> <p>7-28-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>7-28-6-1 性能要件</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げるものは、(6) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>① 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7) の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</u></p> <p><u>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>ア</u> 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下（小型自動車にあつては 20 分の 11 以下）であるもの</p> <p><u>イ</u> 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの</p> <p><u>(参考図)</u></p>	<p>7-28-2~7-28-5 (略)</p> <p>7-28-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>7-28-6-1 性能要件</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7) の自動車以外の自動車に限る。）であつて、次に掲げる要件を全て満たすものは (6) の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>①</u> 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下（小型自動車にあつては 20 分の 11 以下）であるもの</p> <p><u>②</u> 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 3 分の 2 以下であるもの</p> <p><u>(新設)</u></p>

新



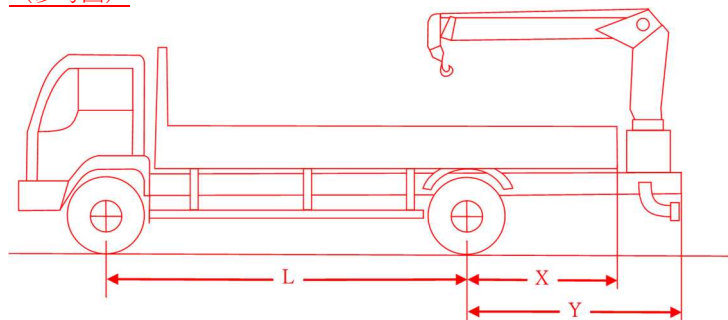
$$X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$$

② 物品積載装置の後部にクレーン等を備えた自動車（(7)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。

ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあつては20分の11以下）であるもの

イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの

(参考図)



$$X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20}L \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$$

7-28-7 従前規定の適用③

平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)

7-28-7-1 性能要件

(1)～(8) (略)

(9) 次に掲げるものは、(6)の基準に適合するものとする。

旧

(新設)

(新設)

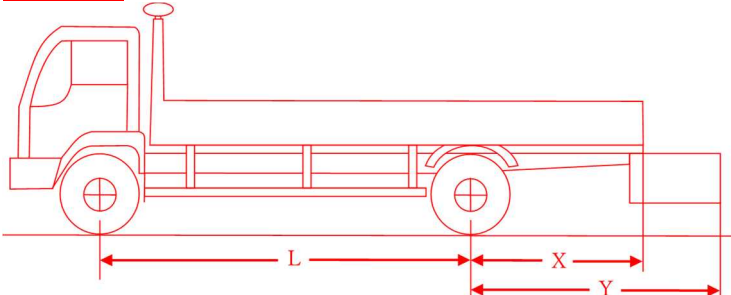
7-28-7 従前規定の適用③

平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)

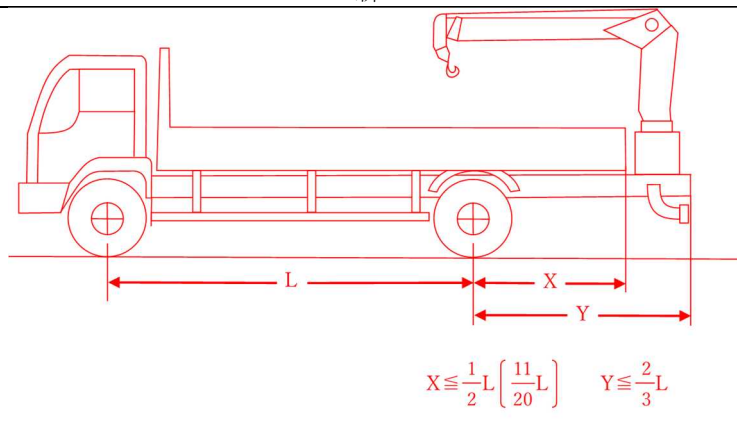
7-28-7-1 性能要件

(1)～(8) (略)

(9) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7)の自動車以外の自

新	旧
<p>① <u>追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</u> <u>ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</u></p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあつては20分の11以下）であるもの</p> <p>イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの <u>（参考図）</u></p>  $X \leq \frac{1}{2}L \left[\frac{11}{20} \right] \quad Y \leq \frac{2}{3}L$ <p>② <u>物品積載装置の後にクレーン等を備えた自動車（(7)の自動車以外のものに限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの。</u></p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から、物品積載装置の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあつては20分の11以下）であるもの</p> <p>イ 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの <u>（参考図）</u></p>	<p><u>動車に限る。）であつて、次に掲げる要件を全て満たすものは（6）の基準に適合するものとする。</u> <u>ただし、平成24年9月28日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</u> <u>（新設）</u></p> <p>① 自動車の最後部の車軸中心から、追突の衝撃を緩和する装置を除いた車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1以下（小型自動車にあつては20分の11以下）であるもの</p> <p>② 自動車の最後部の車軸中心から、車体の後面までの水平距離が最遠軸距の3分の2以下であるもの <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

新



7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S2の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係）

①～⑧（略）

(2)～(3)（略）

7-29-2～7-29-10（略）

7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-30-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-S1の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。

旧

7-29 フラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-29-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-02-S1の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。

この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。（保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係）

①～⑧（略）

(2)～(3)（略）

7-29-2～7-29-10（略）

7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能

7-30-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。

新	旧
<p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-30-2～7-30-3 (略)</p> <p>7-30-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-30-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 38 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-30-5～7-30-9 (略)</p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p>7-30-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 38 項関係)</p> <p>7-30-10-1 (略)</p> <p>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-31-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S2 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>着席基準点の地面からの高さが 700 mm を超え、車両総重量 3.5t を超える専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>①から③までのいずれかの自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 22 条第 9 項関係、細目告示第 100 条第 10 項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-30-2～7-30-3 (略)</p> <p>7-30-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-30-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 37 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-30-5～7-30-9 (略)</p> <p>[UN R94-03-S1 適用]</p> <p>7-30-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 38 項関係)</p> <p>7-30-10-1 (略)</p> <p>7-31 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-31-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-05-S1 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>①又は②のいずれかの自動車の形状に類する自動車</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p>

新	旧
<p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-31-2~7-31-3 (略)</p> <p>7-31-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、7-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p>7-31-5~7-31-11 (略)</p> <p>[UN R95-03-S7 適用]</p> <p>7-31-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p>7-31-12-1 (略)</p> <p>7-32~7-36 (略)</p> <p>7-37 突入防止装置</p> <p>7-37-1 装備要件</p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S3 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-37-2 性能要件</p> <p>7-37-2-1 (略)</p>	<p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-31-2~7-31-3 (略)</p> <p>7-31-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、7-31-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p>7-31-5~7-31-11 (略)</p> <p>[UN R95-03-S7 適用]</p> <p>7-31-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 39 項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p>7-31-12-1 (略)</p> <p>7-32~7-36 (略)</p> <p>7-37 突入防止装置</p> <p>7-37-1 装備要件</p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係)</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S2 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-37-2 性能要件</p> <p>7-37-2-1 (略)</p>

新	旧
<p>7-37-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。（細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係）</p> <p>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラを除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-03-<u>S3</u>の2.3.(a)に適合すること。</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03-<u>S3</u>の7.又は25.5.から25.9.(25.7.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-37-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）にあつては、UN R58-03-<u>S3</u>の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03-<u>S3</u>の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-37-4～7-37-10 (略)</p> <p>7-38～7-40 (略)</p> <p>7-41 運転者席</p> <p>7-41-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、<u>次に掲げるものを除き、光学的な投影（窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。）を含む</u>運転視野を妨げるものがあつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあ</p>	<p>7-37-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。（細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係）</p> <p>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びポール・トレーラを除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-03-<u>S2</u>の2.3.(a)に適合すること。</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの（牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03-<u>S2</u>の7.又は25.5.から25.9.(25.7.の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-37-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び牽引自動車を除く。）にあつては、UN R58-03-<u>S2</u>の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03-<u>S2</u>の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-37-4～7-37-10 (略)</p> <p>7-38～7-40 (略)</p> <p>7-41 運転者席</p> <p>7-41-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、<u>運転視野を妨げるもの（Aピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに7-55-1-1(1)に掲げるものを除く。）があつてはならない。</u></p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあ</p>

新	旧
<p>っては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>① <u>Aピラー</u></p> <p>② <u>室外アンテナ</u></p> <p>③ <u>ドアバイザ (他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。)</u></p> <p>④ <u>側面ガラス分割バー</u></p> <p>⑤ <u>後写鏡 (特種用途自動車 (路上試験車及び教習車に限る。)) 及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。)</u></p> <p>⑥ <u>後方等確認装置</u></p> <p>⑦ <u>窓ふき器</u></p> <p>⑧ <u>固定型及び可動型のベント</u></p> <p>⑨ <u>窓ガラス面への光学的な運転支援情報の投影</u></p> <p>⑩ <u>7-55-1-1 (1) に掲げるもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7-41-2～7-41-3 (略)</p> <p>7-41-4 適用関係の整理</p> <p>(1) <u>次に掲げる自動車</u>については、7-41-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 <u>第 1 項</u>関係)</p> <p>① <u>平成 28 年 10 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成 28 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p>イ <u>平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる自動車</u>については、7-41-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 <u>第 2 項</u>関係)</p> <p>① <u>令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>令和 5 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</u></p>	<p>っては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7-41-2～7-41-3 (略)</p> <p>7-41-4 適用関係の整理</p> <p>(1) <u>平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車 (平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)) を除く。</u>については、7-41-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 18 条の 2 関係)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>ア 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p><u>イ 令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p> <p><u>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの</u></p> <p><u>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの</u></p>	
<p>7-41-5 従前規定の適用①</p> <p><u>次に掲げる自動車</u>については、次の基準に適合する<u>もの</u>であればよい。（適用関係告示第18条の2 <u>第1項</u>関係）</p>	<p>7-41-5 従前規定の適用①</p> <p><u>平成30年10月31日以前に製作された自動車（平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</u>については、次の基準に適合する<u>運転者席</u>であればよい。（適用関係告示第18条の2関係）</p>
<p>① <u>平成28年10月31日以前に製作された自動車</u></p> <p>② <u>平成28年11月1日から平成30年10月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p><u>ア 平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u></p> <p><u>イ 平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p><u>ウ 指定自動車等以外の自動車</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>7-41-5-1（略）</p>	<p>7-41-5-1（略）</p>
<p>7-41-6 従前規定の適用②</p> <p><u>次に掲げる自動車</u>については、次の基準に適合する<u>もの</u>であればよい。（適用関係告示第18条の2 <u>第2項</u>関係）</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>① <u>令和5年8月31日以前に製作された自動車</u></p>	

新	旧
<p>② <u>令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車</u></p> <p>イ <u>令和5年9月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び運転者席に係る指定を受けた多仕様自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの</u></p> <p>ウ <u>指定自動車等以外の自動車</u></p> <p>③ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年8月31日以前のもの</u></p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年8月31日以前のもの</u></p> <p>7-41-6-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) <u>7-41-1 (1) に同じ。</u></p> <p>(2) <u>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、次に掲げるものを除き、運転視野を妨げるものがあってはならない。</u></p> <p><u>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</u></p> <p>① <u>Aピラー</u></p> <p>② <u>室外アンテナ</u></p> <p>③ <u>ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）</u></p> <p>④ <u>側面ガラス分割バー</u></p> <p>⑤ <u>後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）</u></p> <p>⑥ <u>後方等確認装置</u></p> <p>⑦ <u>窓ふき器</u></p> <p>⑧ <u>固定型及び可動型のベント</u></p> <p>⑨ <u>7-55-1-1 (1) に掲げるもの</u></p> <p>(3) <u>7-41-1 (3) に同じ。</u></p>	<p>7-42 座席</p>
7-42 座席	7-42 座席

新	旧
<p>7-42-1～7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-42-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日 <u>(輸入自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日)</u> までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>7-42-5～7-42-12 (略)</p> <p>7-42-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日 <u>(輸入自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日)</u> までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>7-42-13-1 (略)</p> <p>7-42-14～7-42-15 (略)</p> <p>7-43 (略)</p> <p>7-44 座席ベルト等</p> <p>7-44-1 (略)</p> <p>7-44-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 7-44-1 に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-<u>S2</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、</p>	<p>7-42-1～7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-42-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>7-42-5～7-42-12 (略)</p> <p>7-42-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 19 条第 8 項関係)</p> <p>① 令和 2 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>7-42-13-1 (略)</p> <p>7-42-14～7-42-15 (略)</p> <p>7-43 (略)</p> <p>7-44 座席ベルト等</p> <p>7-44-1 (略)</p> <p>7-44-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 7-44-1 に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09-<u>S1</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、</p>

新	旧
<p>この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-44-1 及び 7-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-S2 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S2 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあっては UN R14-09-S2 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</p> <p>② (略)</p> <p>[UN R14-09-S2 の旧シリーズ適用]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09-S2」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。(適用関係告示第 20 条第 23 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(4) 7-44-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S3 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) ～ (11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08-S3 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。)までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-08-S3 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付</p>	<p>この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 7-44-1 及び 7-44-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。 この場合において、UN R14-09-S1 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09-S1 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあっては UN R14-09-S1 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</p> <p>② (略)</p> <p>[UN R14-09-S1 の旧シリーズ適用]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については (1) および (2) の規定中、「UN R14-09-S1」とあるのは「UN R14-08」又は「UN R14-07-S8」と読み替えることができるものとする。(適用関係告示第 20 条第 23 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(4) 7-44-1 に規定する座席ベルト(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08-S2 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。)に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) ～ (11) (略)</p> <p>(12) 次に掲げるものは (4) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。 この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-08-S2 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。)までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-08-S2 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付</p>

新	旧				
<p>け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④ (略)</p> <p>7-44-3 (略)</p> <p>7-44-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日 <u>(輸入自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日)</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>7-44-5～7-44-12 (略)</p> <p>7-44-13</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨) の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日 <u>(輸入自動車にあっては令和 5 年 3 月 31 日)</u> までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>7-44-13-1～7-44-13-2 (略)</p> <p>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="192 1187 813 1219"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S3</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>7-45-2～7-45-7 (略)</p> <p>7-46 (略)</p>	(略)	(略)	<p>け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの ②～④ (略)</p> <p>7-44-3 (略)</p> <p>7-44-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>7-44-5～7-44-12 (略)</p> <p>7-44-13</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、7-44-13 (従前規定の適用⑨) の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 24 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 2 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>7-44-13-1～7-44-13-2 (略)</p> <p>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-45-2 の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 5 項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 1187 1796 1219"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-<u>S2</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑩ (略)</p> <p>7-45-2～7-45-7 (略)</p> <p>7-46 (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧
<p>7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00-<u>S1</u> の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00-<u>S1</u> の 5. 3. 又は UN R14-07-S8 の 5. 3. 8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S6</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) (7) 次に掲げる装置 (①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。) については、(2) 本文中「UN R129-03-<u>S6</u> の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係) ①～③ (略) 7-47-3～7-47-8 (略) 7-48～7-54 (略) 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件 7-55-1-1 視認等による審査 (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。) には、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印さ</p>	<p>7-47 年少者用補助乗車装置等 7-47-1 (略) 7-47-2 性能要件 (書面等による審査) (1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R145-00 の 5. 及び 6. 又は UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-47-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R145-00 の 5. 3. 又は UN R14-07-S8 の 5. 3. 8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係) ①～③ (略) (2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-03-<u>S5</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係) ①～③ (略) (3) ～ (6) (略) (7) 次に掲げる装置 (①又は②のいずれかに該当するものについては、令和 5 年 8 月 31 日までの間に製作されたものに限る。) については、(2) 本文中「UN R129-03-<u>S5</u> の 4.、6. 及び 7.」とあるのを、「UN R44-04-S18 の 4.、6. から 8. まで及び 15.」と読替えることができる。(適用関係告示第 22 条第 14 項及び第 15 項関係) ①～③ (略) 7-47-3～7-47-8 (略) 7-48～7-54 (略) 7-55 窓ガラス貼付物等 7-55-1 性能要件 7-55-1-1 視認等による審査 (1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。) には、次に掲げるもの以外のものが装着 (窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印さ</p>

新	旧
<p>れていてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159 に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑰ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-55-1-2 (略)</p> <p>7-55-2～7-55-4 (略)</p> <p>7-55-5 従前規定の適用①</p> <p>令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車(平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p> <p>7-55-5-1 性能要件</p> <p>7-55-5-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159 に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度</p>	<p>れていてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159-00 に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑰ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-55-1-2 (略)</p> <p>7-55-2～7-55-4 (略)</p> <p>7-55-5 従前規定の適用①</p> <p>令和元年 6 月 30 日以前に製作された自動車(平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p> <p>7-55-5-1 性能要件</p> <p>7-55-5-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-54-1 (6) に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159-00 に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度</p>

新	旧
<p>度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～イ（略） ⑨～⑮（略） (2)～(3)（略） 7-55-5-1-2（略）</p> <p>7-56 騒音防止装置 7-56-1（略） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1～7-56-2-2（略） 7-56-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）</p> <p>①（略） ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。 <u>この場合において、並行輸入自動車にあっては、当分の間、試験路は乾燥した直線平坦舗装路であってもよい。</u> なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②又は③の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略） ③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ②若しくは③なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認</p>	<p>は湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～イ（略） ⑨～⑮（略） (2)～(3)（略） 7-55-5-1-2（略）</p> <p>7-56 騒音防止装置 7-56-1（略） 7-56-2 性能要件 7-56-2-1～7-56-2-2（略） 7-56-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 40 条第 1 項関係、細目告示第 118 条第 1 項関係）</p> <p>①（略） ② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S6 の 6.（6.2.1.2.、6.2.3.及び 6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ 2 に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②又は③の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略） ③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更 <u>(カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。)</u>により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ②若しくは③なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果</p>

新	旧
<p>できること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>7-56-3 (略)</p> <p>7-56-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-15（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>令和5年3月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</u></p> <p>⑥ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</u></p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-16（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>令和5年3月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-18（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(15) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動</p>	<p>成績表の原本又は写しにより (1) ②又は③に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>7-56-3 (略)</p> <p>7-56-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-15（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>令和4年8月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-16（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>令和4年8月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、7-56-18（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第32項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日 <u>又は自動車検査証等の発行日</u>が令和2年4月15日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(15) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動</p>

新	旧
<p>車を除く。)にあつては7-56-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④(略)</p> <p>7-56-5～7-56-14(略)</p> <p>7-56-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ <u>令和5年3月31日</u>(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>④(略)</p> <p>⑤ <u>新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前のもの</u></p> <p>⑥ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前のもの</u></p> <p>7-56-15-1～7-56-15-2(略)</p> <p>7-56-16 従前規定の適用⑫</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ <u>令和5年3月31日</u>(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>7-56-16-1(略)</p> <p>7-56-16-2 性能要件</p> <p>7-56-16-2-1～7-56-16-2-2(略)</p> <p>7-56-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)(略)</p>	<p>車を除く。)にあつては7-56-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日 <u>又は自動車検査証等の発行日</u>が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④(略)</p> <p>7-56-5～7-56-14(略)</p> <p>7-56-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ <u>令和4年8月31日</u>(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>④(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-56-15-1～7-56-15-2(略)</p> <p>7-56-16 従前規定の適用⑫</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ <u>令和4年8月31日</u>(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>7-56-16-1(略)</p> <p>7-56-16-2 性能要件</p> <p>7-56-16-2-1～7-56-16-2-2(略)</p> <p>7-56-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)(略)</p>

新	旧
<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ①の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) ～ (8)（略）</p> <p>7-56-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-56-17-1（略）</p> <p>7-56-17-2 性能要件</p> <p>7-56-17-2-1～7-56-17-2-2（略）</p> <p>7-56-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ②に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(4) ～ (8)（略）</p> <p>7-56-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 2 年 4 月 15 日以前のもの</p>	<p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ①の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更 <u>（カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。）</u>により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) ～ (8)（略）</p> <p>7-56-17 従前規定の適用⑬</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-56-17-1（略）</p> <p>7-56-17-2 性能要件</p> <p>7-56-17-2-1～7-56-17-2-2（略）</p> <p>7-56-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（(1) ②の規定の適用を受けるものに限る。）であって次に掲げるものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更 <u>（サブカテゴリの変更をいう。）</u>により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの（変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ②なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しにより (1) ②に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(4) ～ (8)（略）</p> <p>7-56-18 従前規定の適用⑭</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 32 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日 <u>又は自動車検査証等の発行日</u>が令和 2 年 4 月 15 日以前のもの</p>

新	旧
<p>④ (略)</p> <p>7-56-18-1 (略)</p> <p>7-56-18-2 性能要件</p> <p>7-56-18-2-1～7-56-18-2-2 (略)</p> <p>7-56-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であって次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>7-56-19 従前規定の適用⑮</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては7-56-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p>7-56-19-1 (略)</p> <p>7-56-19-2 性能要件</p> <p>7-56-19-2-1～7-56-19-2-2 (略)</p> <p>7-56-19-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書き</p>	<p>④ (略)</p> <p>7-56-18-1 (略)</p> <p>7-56-18-2 性能要件</p> <p>7-56-18-2-1～7-56-18-2-2 (略)</p> <p>7-56-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更(カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値に適合していることが確認できるものを除く。)又は(1)①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの</p> <p>公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により(1)①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>7-56-19 従前規定の適用⑮</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては7-56-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第33項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日又は自動車検査証等の発行日が令和3年9月24日以前のもの</p> <p>④ (略)</p> <p>7-56-19-1 (略)</p> <p>7-56-19-2 性能要件</p> <p>7-56-19-2-1～7-56-19-2-2 (略)</p> <p>7-56-19-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに運行の用に供しようとする自動車((1)①の規定の適用を受けるものに限る。)であつて次に掲げる変更が行われたものは、変更内容に応じ、それぞれの規定に適合すること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 1-3-1 に掲げる騒音カテゴリの変更(カテゴリ、サブカテゴリ又はフェーズに係る区分の変更をいう。)により市街地加速走行騒音値の基準値の区分若しくは試験内容が変更となるもの(変更後に適用される市街地加速走行騒音値の基準値</p>

新						旧					
<p>に定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>7-57 (略)</p> <p>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58-1 性能要件 7-58-1-1 (略) 7-58-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）<u>及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値</u>が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質<u>及び粒子数</u>の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）</p>						<p>に適合していることが確認できるものを除く。）又は (1) ①なお書きに定める車両重量の範囲を超過するもの 公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により (1) ①に掲げる基準に適合することが確認できること。</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>7-57 (略)</p> <p>7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 7-58-1 性能要件 7-58-1-1 (略) 7-58-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物<u>及び</u>粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）</p>					
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>粒子数</u>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>(新設)</u>

新						旧							
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	(略)					<u>13.0×10¹¹</u>	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	(略)					<u>(新設)</u>
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)					<u>13.0×10¹¹</u>	イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)					<u>(新設)</u>
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	(略)					<u>13.0×10¹¹</u>	ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	(略)					<u>(新設)</u>
エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)					<u>13.0×10¹¹</u>	エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)					<u>(新設)</u>
<p>③ (略) [軽油、3.5t 以下]</p> <p>④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）<u>及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離 1 km 当たりの排出量を粒子数で表した値</u>が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、<u>粒子状物質及び粒子数</u>の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）</p>						<p>③ (略) [軽油、3.5t 以下]</p> <p>④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物<u>及び</u>粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係）</p>							
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>粒子数</u>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>(新設)</u>		
ア 専ら乗用の用	(略)				<u>10.8×10¹¹</u>	ア 専ら乗用の用	(略)				<u>(新設)</u>		

新				旧			
に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車				に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車又は小型自動車			
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)	<u>10.8×10¹¹</u>		イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	(略)		<u>(新設)</u>
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	(略)	<u>11.1×10¹¹</u>		ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	(略)		<u>(新設)</u>
⑤～⑨ (略) (2)～(4) (略) 7-58-2～7-58-3 (略)				⑤～⑨ (略) (2)～(4) (略) 7-58-2～7-58-3 (略)			

新					
7-58-4 適用関係の整理					
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)					
自動車の種別		最終適用時期	従前規定		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	2サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	<u>令和8年9月30日</u>	7-58-5 (従前規定の適用①)	
		2サイクルの原動機を有する軽自動車	<u>令和8年9月30日</u>	7-58-6 (従前規定の適用②)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	<u>令和8年9月30日</u>	7-55-7 (従前規定の適用③)
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	<u>令和8年9月30日</u>	7-55-8 (従前規定の適用④)
		軽自動車	車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	<u>令和8年9月30日</u>	7-55-9 (従前規定の適用⑤)
			(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	<u>令和7年9月30日</u>	7-58-13 (従前規定の適用⑨)
			車両重量が1,265kgを超えるもの	<u>令和7年9月30日</u>	7-58-14 (従前規定の適用⑩)
		その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	<u>令和7年9月30日</u>	7-58-15 (従前規定の適用⑪)
車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの			<u>令和7年9月30日</u>	7-58-16 (従前規定の適用⑫)	
車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの			<u>令和7年9月30日</u>	7-58-17 (従前規定の適用⑬)	
(略)		(略)	(略)	(略)	
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車		<u>令和6年11月30日</u>	7-58-30 (従前規定の適用⑳)		

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分		7-58-1-2(1)②ア関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	PN		備考

旧					
7-58-4 適用関係の整理					
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)					
自動車の種別		最終適用時期	従前規定		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	2サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-58-5 (従前規定の適用①)	
		2サイクルの原動機を有する軽自動車	<u>令和4年9月30日</u>	7-58-6 (従前規定の適用②)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-55-7 (従前規定の適用③)
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-55-8 (従前規定の適用④)
		軽自動車	車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-55-9 (従前規定の適用⑤)
			(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)
	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-58-13 (従前規定の適用⑨)
			車両重量が1,265kgを超えるもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-58-14 (従前規定の適用⑩)
		その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	<u>令和4年9月30日</u>	7-58-15 (従前規定の適用⑪)
車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの			<u>令和4年9月30日</u>	7-58-16 (従前規定の適用⑫)	
車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの			<u>令和4年9月30日</u>	7-58-17 (従前規定の適用⑬)	
(略)		(略)	(略)	(略)	
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車		<u>令和4年10月31日</u>	7-58-30 (従前規定の適用⑳)		

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分		7-58-1-2(1)②ア関係										
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	(新設)		備考

新														
(略)														
30	3	A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)		
	4	B	Z	8.10.1	8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5	L	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)		
	6			8.10.1	8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)		
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項	
	全	全	全	8.10.1	8.10.1	8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	二

旧															
(略)															
30	3	A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	B	Z	3.10.1	3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	L	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	6			4.10.1	4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	194項
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注1～7 (略)

8 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

9 (略)

10 (略)

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ②ア関係					適用関係告示根拠			
		適用時期	モード規制値			備考	備考	備考	備考	備考				
新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx						PM	PN	備考	
30	3	A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)		
	4	B	Z	8.10.1	8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	193項		
	5	L	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項		
	6			8.10.1	8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項	
	全	全	全	8.10.1	8.10.1	8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	二

注1～6 (略)

7 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

8 (略)

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ②イ関係					適用関係告示根拠			
		適用時期	モード規制値			備考	備考	備考	備考	備考				
新型生産車	継続生産車・排出ガス	輸入自動車	CO	HC	NOx						PM	PN	備考	
30	3	A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)		
	4	B	Z	8.10.1	8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	193項		
	5	L	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項		
	6			8.10.1	8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※6	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項	
	全	全	全	8.10.1	8.10.1	8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	二

注1～7 (略)

8 (略)

9 (略)

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ②ア関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	モード規制値			備考	備考	備考	備考	備考		
新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	HC	NOx						PM	(新設)
30	3	A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	B	Z	3.10.1	3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	L	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	194項
	6			4.10.1	4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注1～6 (略)

7 (略)

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ②イ関係					適用関係告示根拠	
		適用時期	モード規制値			備考	備考	備考	備考	備考		
新型生産車	継続生産車・排出ガス	輸入自動車	CO	HC	NOx						PM	(新設)
30	3	A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4	B	Z	3.10.1	3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5	L	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	194項
	6			4.10.1	4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新														
30	3	A	E	(略)	非認証車(輸入自動車を除く。)		(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)		
					全	全								
	4	B		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5	L		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)		
	6			(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)		
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	同上	196項		
				全	全	全	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	＝
				全	全	全	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	＝

旧														
30	3	A	E	(略)	非認証車(輸入自動車を除く。)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
					全	全								
	4	B		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	5	L		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	6			(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	7			(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
				(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注1～6 (略)

7 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

8 (略)

9 (略)

7-58-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ②ウ関係						適用関係告示根拠
		新型生産車	適用時期			CO	HC	モード規制値			備考	
			継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車				NOx	PM	PN		
		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)
		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)
		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項
		全	全	全	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	＝
		全	全	全	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	＝

注1～6 (略)

7 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

8 (略)

9 (略)

7-58-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車

注1～6 (略)

(新設)

7 (略)

8 (略)

7-58-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ②ウ関係						適用関係告示根拠
		新型生産車	適用時期			CO	HC	モード規制値			備考	
			継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車				NOx	PM	(新設)		
		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	＝
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注1～6 (略)

(新設)

7 (略)

8 (略)

7-58-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車

新													
定員が10人以下である乗用自動車を除く。													
規制年	識別記号	区分				測定モード* (単位)	7-58-1-2 (1) ②ウ関係					適用関係告示根拠	
		適用時期					モード*規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	PN	備考		
(略)													
30	3 : A : F 4 : B : 5 : L : 6 : 7 :	(略)	令 8.10.1	令 8.10.1	/	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	
		(略)	令 8.10.1	令 8.10.1		(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		WLTCモード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項
		令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1		WLTCモード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	二
		(略)	令 8.10.1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)
					令 8.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	
					(略)	WLTCモード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	
					令 8.10.1	WLTCモード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	

旧														
定員が10人以下である乗用自動車を除く。														
規制年	識別記号	区分				測定モード* (単位)	7-58-1-2 (1) ②ウ関係					適用関係告示根拠		
		適用時期					モード*規制値							
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	(新設)	備考			
(略)														
30	3 : A : F 4 : B : 5 : L : 6 : 7 :	(略)	令 3.10.1	令 3.10.1	/	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)		
		(略)	令 4.10.1	令 4.10.1		(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)		
		(略)	(略)	(略)		WLTCモード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	二	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
					令 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)		
					令 4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)		
					(略)	WLTCモード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)		
					令 8.10.1	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

注1~6 (略)
 7 ※5は、令和4年10月7日付国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-10 (略)
 7-58-11 従前規定の適用⑦
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。
 この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

新													
定員が10人以下である乗用自動車を除く。													
規制年	識別記号	区分				測定モード* (単位)	7-58-1-2 (1) ②エ関係					適用関係告示根拠	
		適用時期					モード*規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	PN	備考		
(略)													
30	3 : A : D 4 : B : Y 5 : L : 6 : 7 :	(略)	令 8.10.1	令 8.10.1	/	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	
		(略)	令 8.10.1	令 8.10.1		(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		WLTCモード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	196項
		令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1		WLTCモード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	二
		(略)	令 8.10.1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)

注1~7 (略)
 8 ※6は、令和4年10月7日付国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

9 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
 7-58-12 (略)
 7-58-13 従前規定の適用⑨
 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kg以下のものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指

注1~6 (略)
 (新設)

7-58-10 (略)
 7-58-11 従前規定の適用⑦
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 ただし、7-58-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。
 この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

旧													
定員が10人以下である乗用自動車を除く。													
規制年	識別記号	区分				測定モード* (単位)	7-58-1-2 (1) ②エ関係					適用関係告示根拠	
		適用時期					モード*規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	排出ガス非認証車	CO	HC	NOx	PM	(新設)	備考		
(略)													
30	3 : A : F 4 : B : 5 : L : 6 : 7 :	(略)	令 3.10.1	令 3.10.1	/	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	
		(略)	令 4.10.1	令 4.10.1		(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)		WLTCモード* (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	二
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注1~7 (略)
 (新設)

8 (略)
 7-58-12 (略)
 7-58-13 従前規定の適用⑨
 軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kg以下のものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指

新												
定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑨-1〕												
(1)～(2)(略)												
〔適用表⑨-2〕												
(3)7-58-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値												
適用表⑨-1(略)												
適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車												
区分					7-58-1-2(1)④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	PN		備考
(略)												
30	3:C:A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)
	4:D	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	193項
	5:M	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195項
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード(g/km)※5	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195項
	7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード(g/km)	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	同上	=
	全	全	全	全	WLTCモード(g/km)	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	同上	=
	5.10.1	7.10.1	7.10.1	7.10.1								

注1～7(略)

8 ※5は、令和4年10月7日付国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあっては、車両重量が1,265kgを超えるものであって車両総重量3.5t以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1)～(2)(略)

〔適用表⑩-2〕

(3)(略)

適用表⑩-1(略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

新												
定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑩-1〕												
(1)～(2)(略)												
〔適用表⑩-2〕												
(3)(略)												
適用表⑩-1(略)												
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車												
区分					7-58-1-2(1)④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	PN		備考
(略)												
30	3:C:A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)
	4:D	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)
	5:M	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)
	6	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(削除)
	全	全	全	全								
	5.10.1	7.10.1	7.10.1	7.10.1								

旧												
定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑨-1〕												
(1)～(2)(略)												
〔適用表⑨-2〕												
(3)7-58-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値												
適用表⑨-1(略)												
適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車												
区分					7-58-1-2(1)④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	(新設)		備考
(略)												
30	3:C:A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
	4:D	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	194項
	5:M	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	194項
	6	(略)	全	全	WLTCモード(g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	=
	7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード(g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	=
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	全	全	全	全								
	5.10.1	7.10.1	7.10.1	7.10.1								

注1～7(略)

(新設)

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあっては、車両重量が1,265kgを超えるものであって車両総重量3.5t以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

〔適用表⑩-1〕

(1)～(2)(略)

〔適用表⑩-2〕

(3)(略)

適用表⑩-1(略)

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

旧												
定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。												
また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
〔適用表⑩-1〕												
(1)～(2)(略)												
〔適用表⑩-2〕												
(3)(略)												
適用表⑩-1(略)												
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車												
区分					7-58-1-2(1)④ア関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	(新設)		備考
(略)												
30	3:C:A	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
	4:D	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
	5:M	(略)	全	全	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	(略)
	6	(略)	全	全	WLTCモード(g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(略)	194項
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	全	全	全	全								
	5.10.1	7.10.1	7.10.1	7.10.1								

新											
7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※5	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項
	令 5.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	同上	＝

旧											
7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注 1～7 (略)

8 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表①-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表①-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表①-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表①-2]

(3) (略)

適用表①-1 (略)

適用表①-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ④イ関係						適用関係告示根拠
		適用時期				モード [*] 規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	PN	備考	
30	3:C:A 4:D 5:M 6 7	(略)	令 7.10.1	令 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)
		(略)	令 7.10.1	令 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※5	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項
		令 5.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	同上	＝

注 1～7 (略)

8 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

7-58-16 従前規定の適用②

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表②-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表②-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表②-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表②-2]

(3) (略)

適用表②-1 (略)

適用表②-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ④ウ関係						適用関係告示根拠
		適用時期				モード [*] 規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	PN	備考	
		(略)	令 7.10.1	令 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)
		(略)	令 7.10.1	令 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※5	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項
		令 5.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	同上	＝

注 1～7 (略)

(新設)

7-58-15 従前規定の適用①

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表①-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表①-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表①-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表①-2]

(3) (略)

適用表①-1 (略)

適用表①-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ④イ関係						適用関係告示根拠
		適用時期				モード [*] 規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	(新設)	備考	
30	3:C:A 4:D 5:M 6 7	(略)	令 3.10.1	令 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	令 4.10.1	令 4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	＝
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注 1～7 (略)

(新設)

7-58-16 従前規定の適用②

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表②-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 23 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 22 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表②-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表②-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表②-2]

(3) (略)

適用表②-1 (略)

適用表②-2 軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1-2 (1) ④ウ関係						適用関係告示根拠
		適用時期				モード [*] 規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	(新設)	備考	
		(略)	令 3.10.1	令 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	令 4.10.1	令 4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	＝
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

新														
規制年	識別記号	適用時期	測定モード(単位)	モード規制値					備考	適用関係	告示根拠			
30	3 C F	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)		
													CO	HC
	4 D	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)		
	5 M	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項		
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※5	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項		
	7	(略)	全 5.10.1	全 7.10.1	全 7.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	11.1×10 ¹¹	同上	二

注 1～7 (略)

8 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表⑬-2]

(3) (略)

適用表⑬-1 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ④ウ関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					備考	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	PN				
	3 C F	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	
	4 D	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	
	5 M	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項	
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項	
	7	(略)	全 5.10.1	全 7.10.1	全 7.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	11.1×10 ¹¹	同上	二

注 1～7 (略)

8 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

7-58-18～7-58-29 (略)

7-58-30 従前規定の適用⑭

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、令和 6 年 11 月 30 日以前に製作されたもの（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑭の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ⑨の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑭ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区分					7-58-1-2 (1) ⑨関係									
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					備考	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排	輸入自動車		CO	HC	NMHC	NOx	PM				
	3 C F	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	(略)	(略)	
	4 D	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	(略)	
	5 M	(略)	全 7.10.1	全 7.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項	
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km) ※5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	同上	(略)	195 項	
	7	(略)	全 5.10.1	全 7.10.1	全 7.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	11.1×10 ¹¹	同上	二

注 1～7 (略)

8 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

旧													
規制年	識別記号	適用時期	測定モード(単位)	モード規制値					備考	適用関係	告示根拠		
30	3 C A	(略)	全 3.10.1	全 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
													CO
	4 D	(略)	全 3.10.1	全 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	5 M	(略)	全 4.10.1	全 4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注 1～7 (略)

(新設)

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑬-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑬-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

(1) ～ (2) (略)

[適用表⑬-2]

(3) (略)

適用表⑬-1 (略)

適用表⑬-2 軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1-2 (1) ④ウ関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					備考	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	(新設)			
	3 C A	(略)	全 3.10.1	全 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4 D	(略)	全 3.10.1	全 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M	(略)	全 4.10.1	全 4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注 1～7 (略)

(新設)

7-58-18～7-58-29 (略)

7-58-30 従前規定の適用⑭

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、令和 4 年 10 月 31 日以前に製作されたもの（令和 2 年 12 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑭の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1-2 (1) ⑨の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑭ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車

区分					7-58-1-2 (1) ⑨関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					備考	適用関係告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排	輸入自動車		CO	HC	NMHC	NOx	PM			
	3 C A	(略)	全 3.10.1	全 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	4 D	(略)	全 3.10.1	全 3.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	5 M	(略)	全 4.10.1	全 4.10.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	6	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	7	(略)	(略)	(略)	WLTCモード [*] (g/km)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注 1～7 (略)

(新設)

新	旧
<p>7-59～7-60 (略)</p> <p>7-61 燃料蒸発ガス発散防止装置 7-61-1～7-61-3 (略) 7-61-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-61-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 185 項及び第 186 項関係) ① ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車 (②に掲げるものを除く。) 及び軽自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> 以前に製作された自動車 (令和 3 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) イ 令和 3 年 1 月 1 日から <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> までに製作された型式指定自動車であって、令和 2 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの ウ～エ (略) オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> 以前のもの カ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> 以前のもの ② (略) 7-61-5～7-61-7 (略) 7-61-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 185 項及び第 186 項関係) ① ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車 (②に掲げるものを除く。) 及び軽自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> 以前に製作された自動車 (令和 3 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) イ 令和 3 年 1 月 1 日から <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> までに製作された型式指定自動車であって、令和 2 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの ウ～エ (略) オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が <u>令和 5 年</u></p>	<p>7-59～7-60 (略)</p> <p>7-61 燃料蒸発ガス発散防止装置 7-61-1～7-61-3 (略) 7-61-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる自動車については、7-61-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 185 項及び第 186 項関係) ① ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車 (②に掲げるものを除く。) 及び軽自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> 以前に製作された自動車 (令和 3 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) イ 令和 3 年 1 月 1 日から <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> までに製作された型式指定自動車であって、令和 2 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの ウ～エ (略) オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> 以前のもの カ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> 以前のもの ② (略) 7-61-5～7-61-7 (略) 7-61-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 185 項及び第 186 項関係) ① ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車 (②に掲げるものを除く。) 及び軽自動車であって、次に掲げるもの ア <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> 以前に製作された自動車 (令和 3 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) イ 令和 3 年 1 月 1 日から <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> までに製作された型式指定自動車であって、令和 2 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに燃料蒸発ガスの発散防止に係る性能が同一であるもの ウ～エ (略) オ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が <u>令和 4 年</u></p>

新	旧
<p><u>3月31日</u>以前のもの カ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年10月31日以前のもの</p> <p>② (略)</p> <p>7-61-8-1 (略)</p> <p>7-62～7-64 (略)</p> <p>7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、<u>当該装置と同等の性能を有するものとして、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S4 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。）の 6. 3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯</u>を備える自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 <u>23 項</u>関係）</p> <p>7-65-2 (略)</p> <p>7-65-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①及び③、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑩まで及び <u>9-8 (1) ②</u>）に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係） ①～⑩ (略) <u>⑬ すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯は、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>7-65-4～7-65-5 (略)</p> <p>7-65-6 従前規定の適用② 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係）</p> <p>7-65-6-1 (略) <u>(削除) ※誤記修正</u></p>	<p><u>10月31日</u>以前のもの カ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が<u>令和4年10月31日</u>以前のもの</p> <p>② (略)</p> <p>7-61-8-1 (略)</p> <p>7-62～7-64 (略)</p> <p>7-65 走行用前照灯 7-65-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、<u>配光可変型前照灯であつて、灯光の色、明るさ等が UN R149-00-S3 の 4. 及び 5. 3. 又は UN R123-01-S9 の 6. 3. 及び 7. に適合するものを備える自動車にあつては、この限りでない。</u>（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 42 条第 1 項関係、細目告示第 120 条第 1 項関係、適用関係告示第 29 条第 <u>24 項</u>関係）</p> <p>7-65-2 (略)</p> <p>7-65-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 未満のものにあつては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が 10,000cd 以上のものにあつては①、⑤から⑩まで及び <u>7-65-2-1③</u>）に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 42 条第 4 項関係、細目告示第 120 条第 3 項関係） ①～⑩ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>7-65-4～7-65-5 (略)</p> <p>7-65-6 従前規定の適用② 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係）</p> <p>7-65-6-1 (略) 7-65-6-2 性能要件</p>

新	旧
<p>7-65-6-2 性能要件 (1)～(4) (略)</p> <p>7-65-6-3 (略)</p> <p>7-65-7～7-65-10 (略)</p> <p>7-66 すれ違い用前照灯</p> <p>7-66-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係、適用関係告示第29条第23項関係）</p> <p>① <u>7-67に定める基準に適合する</u>配光可変型前照灯を備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>7-66-2 (略)</p> <p>7-66-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が <u>15km/h</u> を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-66-4 適用関係の整理 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる二輪自動車については、7-66-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第24項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(9) 令和9年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）であつて乗</u></p>	<p>7-65-6-2 性能要件 (1)～(4) (略)</p> <p>7-65-6-3 (略)</p> <p>7-65-7～7-65-10 (略)</p> <p>7-66 すれ違い用前照灯</p> <p>7-66-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係、適用関係告示第29条第24項関係）</p> <p>① <u>配光可変型前照灯であつて、灯光の色、明るさ等がUN R149-00-S3の4.及び5.3.又はUN R123-02（当分の間、UN R123-01-S9と読み替えることができる。）に適合するもの</u>を備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>7-66-2 (略)</p> <p>7-66-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第32条第6項関係） この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係）</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が <u>10km/h</u> を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。 この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>⑮ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-66-4 適用関係の整理 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる二輪自動車については、7-66-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第29条第25項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、7-66-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。</u></p> <p><u>① UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又は㊸マークを有する自動車（UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和 6 年 7 月 6 日以前に製作された自動車に限る。）</u></p> <p><u>② 資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車（令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。）</u></p> <p><u>③ 資料により UN R48-07 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車（令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。）</u></p> <p>7-66-5～7-66-12（略）</p> <p>7-66-13 従前規定の適用⑨</p> <p><u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）であって車両総重量が 3.5 t 以下のもののうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p><u>① UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又は㊸マークを有する自動車（UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和 6 年 7 月 6 日以前に製作された自動車に限る。）</u></p> <p><u>② 資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車（令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。）</u></p> <p><u>③ 資料により UN R48-07 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車（令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。）</u></p> <p>7-66-13-1 装備要件</p> <p><u>7-66-1 に同じ。</u></p> <p>7-66-13-2 性能要件</p> <p>7-66-13-2-1 テスタ等による審査</p> <p><u>7-66-2-1 に同じ。</u></p> <p>7-66-13-2-2 視認等による審査</p> <p><u>7-66-2-2 に同じ。</u></p> <p>7-66-13-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p><u>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 32 条第 6 項関係）</u></p> <p><u>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 42 条第 7 項関係、細目告示第 120 条第 7 項関係）</u></p> <p><u>① 7-66-3 (1) ①に同じ。</u></p> <p><u>② 7-66-3 (1) ②に同じ。</u></p>	<p>7-66-5～7-66-12（略）</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>③ <u>7-66-3 (1) ③に同じ。</u></p> <p>④ <u>7-66-3 (1) ④に同じ。</u></p> <p>⑤ <u>7-66-3 (1) ⑤に同じ。</u></p> <p>⑥ <u>7-66-3 (1) ⑥に同じ。</u></p> <p>⑦ <u>7-66-3 (1) ⑦に同じ。</u></p> <p>⑧ <u>7-66-3 (1) ⑧に同じ。</u></p> <p>⑨ <u>7-66-3 (1) ⑨に同じ。</u></p> <p>⑩ <u>7-66-3 (1) ⑩に同じ。</u></p> <p>⑪ <u>7-66-3 (1) ⑪に同じ。</u></p> <p>⑫ <u>7-66-3 (1) ⑫に同じ。</u></p> <p>⑬ <u>7-66-3 (1) ⑬に同じ。</u></p> <p>⑭ <u>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 15km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</u> <u>この場合において、次のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとみなす。</u> <u>ア 前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないもの</u> <u>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R48-05 以降の 5. 及び 6. に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車</u></p> <p>⑮ <u>7-66-3 (1) ⑮に同じ。</u></p> <p>(2) <u>7-66-3 (2) に同じ。</u></p>	<p>7-67 配光可変型前照灯</p> <p>7-67-1 (略)</p> <p>7-67-2 性能要件</p> <p>7-67-2-1～7-67-2-2 (略)</p> <p>7-67-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R149-00-<u>S3</u> の 4. 及び 5. 3. (4. 5. 1. 1.、4. 5. 1. 8.、4. 5. 2. 2. (b) 及び 4. 12. を除く。) 又は UN R123-02 (当分の間、UN R123-01-S9 と読み替えることができる。) の 5. (<u>5. 3. 3.</u>、<u>5. 3. 4.</u> 及び 5. 8. を除く。)、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。 この場合において、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあっては JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、最小光度及び最大光度は、UN R149-00-<u>S3</u> の 5. 3. にかかわらず 3. 5. 1. 1. 及び UN R123-02 の 6. にかかわらず 9. 2. に適合すればよいものとする。 ただし、平成 21 年 7 月 10 日以前に製作された自動車については、UN R123-02 の 5. 3. 1. は適用しない。(細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係、</p>

新	旧
<p>適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 23 項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>配光可変型前照灯</u>は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって車両総重量が 3.5 t 以下のものうち、次に掲げるものについては、7-67-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。</u></p> <p>① <u>UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又はⓂマークを有する自動車 (UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和 6 年 7 月 6 日以前に製作された自動車に限る。)</u></p> <p>② <u>資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車 (令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。)</u></p> <p>③ <u>資料により UN R48-07 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車 (令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。)</u></p> <p>7-67-5～7-67-7 (略)</p> <p>7-67-8 従前規定の適用④</p> <p><u>令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) であって車両総重量が 3.5 t 以下のものうち、次に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>① <u>UN R48-05、UN R48-06 又は UN R48-07 に基づく認定証又はⓂマークを有する自動車 (UN R48-05 及び UN R48-06 については、令和 6 年 7 月 6 日以前に製作された</u></p>	<p>適用関係告示第 29 条第 7 項関係、適用関係告示第 29 条第 24 項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑲ <u>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。) に備える配光型前照灯</u>は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>この場合において、前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないことが確認できる場合には、この基準に適合するものとみなす。</p> <p>(図) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-67-5～7-67-7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>自動車に限る。)</u></p> <p>② <u>資料により UN R48-05 又は UN R48-06 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車 (令和 4 年 6 月 21 日以前に製作された自動車に限る。)</u></p> <p>③ <u>資料により UN R48-07 の 5. 及び 6. に適合していることが確認できる自動車 (令和 6 年 8 月 31 日以前に製作された自動車に限る。)</u></p> <p>7-67-8-1 装備要件 7-67-1 に同じ。</p> <p>7-67-8-2 性能要件</p> <p>7-67-8-2-1 テスタ等による審査 7-67-2-1 に同じ。</p> <p>7-67-8-2-2 視認等による審査 7-67-2-2 に同じ。</p> <p>7-67-8-2-3 書面等による審査 7-67-2-3 に同じ。</p> <p>7-67-8-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p><u>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)</u></p> <p>① <u>7-67-3 (1) ①に同じ。</u></p> <p>② <u>7-67-3 (1) ②に同じ。</u></p> <p>③ <u>7-67-3 (1) ③に同じ。</u></p> <p>④ <u>7-67-3 (1) ④に同じ。</u></p> <p>⑤ <u>7-67-3 (1) ⑤に同じ。</u></p> <p>⑥ <u>7-67-3 (1) ⑥に同じ。</u></p> <p>⑦ <u>7-67-3 (1) ⑦に同じ。</u></p> <p>⑧ <u>7-67-3 (1) ⑧に同じ。</u></p> <p>⑨ <u>7-67-3 (1) ⑨に同じ。</u></p> <p>⑩ <u>7-67-3 (1) ⑩に同じ。</u></p> <p>⑪ <u>7-67-3 (1) ⑪に同じ。</u></p> <p>⑫ <u>7-67-3 (1) ⑫に同じ。</u></p> <p>⑬ <u>7-67-3 (1) ⑬に同じ。</u></p> <p>⑭ <u>7-67-3 (1) ⑭に同じ。</u></p> <p>⑮ <u>7-67-3 (1) ⑮に同じ。</u></p> <p>⑯ <u>7-67-3 (1) ⑯に同じ。</u></p> <p>⑰ <u>7-67-3 (1) ⑰に同じ。</u></p> <p>⑱ <u>7-67-3 (1) ⑱に同じ。</u></p> <p>⑲ <u>配光可変型前照灯は、前照灯の操作装置の操作位置にかかわらず、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造</u></p>	

新

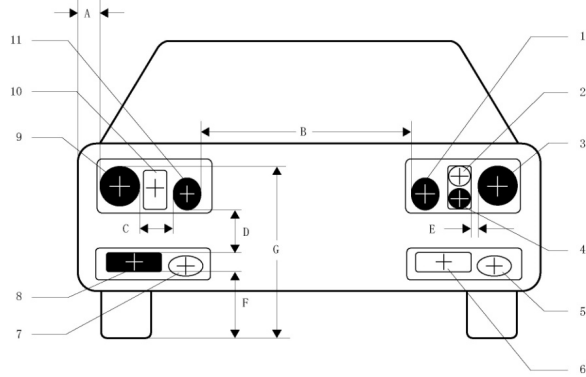
旧

であること。

この場合において、次のいずれかに該当するものは、この基準に適合するものとみなす。

- ア 前照灯の操作装置に消灯位置が設定されていないもの
- イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R48-05 以降の 5. 及び 6. に定める基準に適合する昼間走行灯を備える自動車

(図) 配光可変型前照灯の取付要件



(配光可変型前照灯の灯火ユニットの見かけの表面、1 から 11 の例)

ア 特定の配光形態において同時に照射される灯火ユニット ()
ここで

- No. 3 及び 9 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 1 及び 11 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 4 及び 8 : (2 個の補助灯火ユニット)

イ 特定の配光形態において照射されない灯火ユニット ()
ここで

- No. 2 及び 10 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)
- No. 5 : (補助灯火ユニット)
- No. 6 及び 7 : (対称的に配置される 2 個の灯火ユニット)

(2) 7-67-3 (2) に同じ。

7-68～7-72 (略)

7-73 低速走行時側方照射灯
7-73-1 装備要件

7-68～7-72 (略)

7-73 低速走行時側方照射灯
7-73-1 装備要件

新	旧
<p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）</p> <p>7-73-2 性能要件</p> <p>7-73-2-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）</u></p> <p><u>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあつては、最高速度15km/h。</u></p> <p><u>(2) 低速走行時側方照射灯であつて、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）</u></p> <p><u>① 低速走行時側方照射灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</u></p> <p><u>② 低速走行時側方照射灯の灯光の色は、白色であること。</u></p> <p><u>③ 低速走行時側方照射灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第3項関係）</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</u></p> <p><u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</u></p> <p><u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</u></p> <p>7-73-2-2 書面等による審査</p> <p><u>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が7-73-2-1(1)①に定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第1項関係、細目告示第122条の2第1項関係）</u></p> <p><u>(2) 低速走行時側方照射灯であつて、明るさに関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、光度が500cd以下であるものは、(1)の基準に適合するものとする。（保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第44条の2第2項関係、細目告示第122条の2第2項関係）</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第122条の2第3項関係）</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</u></p>	<p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第33条の3第1項関係）</p> <p>7-73-2 性能要件 <u>(視認等による審査)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</u></p> <p>7-73-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p><u>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係)</u></p> <p><u>(2) 低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、<u>細目告示第 44 条の 2 第 4 項関係</u>、細目告示第 122 条の 2 第 4 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。</p> <p>ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあつては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が <u>15km/h</u> 以下の場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が <u>15km/h</u> 以下の場合</p> <p>⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が <u>15km/h</u> を超えた場合には、消灯する構造であること。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>7-73-2</u> に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p><u>(3) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 122 条の 2 第 5 項関係)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-74～7-75 (略)</p> <p>7-76 昼間走行灯</p> <p>7-76-1 (略)</p> <p>7-76-2 性能要件</p> <p>7-76-2-1 (略)</p>	<p>7-73-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するよう</u>に取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 122 条の 2 第 4 項、<u>細目告示第 122 条の 2 第 5 項</u>)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。</p> <p>ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態（アイドリングストップ対応自動車等にあつては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。）において、自動車の速度が <u>10km/h</u> 以下の場合</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が <u>10km/h</u> 以下の場合</p> <p>⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が <u>10km/h</u> を超えた場合には、消灯する構造であること。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 <u>7-73-2 (1)</u> に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p><u>(2) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-74～7-75 (略)</p> <p>7-76 昼間走行灯</p> <p>7-76-1 (略)</p> <p>7-76-2 性能要件</p> <p>7-76-2-1 (略)</p>

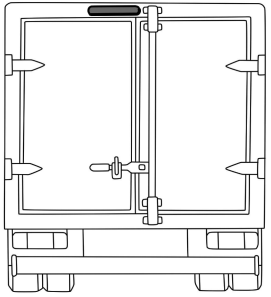
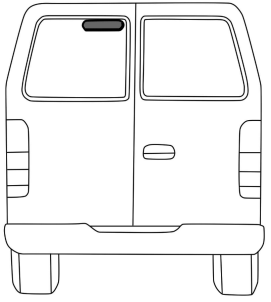
新	旧
<p>7-76-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、<u>明るさに関し</u>、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>光度が 1,440cd 以下であること</u>。(保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 1 項関係、第 124 条の 2 第 1 項関係、第 42 条第 7 項関係、第 9 項関係、第 120 条第 7 項関係、第 11 項関係)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除) ※7-76-3-2(1)①に移動</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、<u>(1)</u>の基準に適合するものとする。(細目告示第 124 条の 2 第 2 項関係) ①～③(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除) ※7-76-3-2(2)に移動</u></p>	<p>7-76-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、<u>灯光の色、明るさ等に関し</u>、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>次の基準に適合するものでなければならない</u>。(保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 1 項関係、第 124 条の 2 第 1 項関係、第 42 条第 7 項関係、第 9 項関係、第 120 条第 7 項関係、第 11 項関係)</p> <p>① <u>昼間走行灯の光度は、1,440cd 以下であること。</u> ② <u>昼間走行灯を備える自動車（二輪自動車を除く。）の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</u> ③ <u>昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。</u> <u>ただし、光度が 700cd 以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、手動ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。</u> ④ <u>昼間走行灯を備える自動車の配光可変型前照灯は、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常に点灯している構造であること。</u></p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、<u>(1) ①</u>の基準に適合するものとする。(細目告示第 124 条の 2 第 2 項関係) ①～③(略)</p> <p><u>(3) 次に掲げる走行用前照灯及びすれ違い用前照灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 8 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等（(1) ②の構造を有しているものに限る。）に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯及びすれ違い用前照灯</u> ② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部（(1) ②の構造を有しているものに限る。）に備えられている走行用前照灯及びすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯及びすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯及びすれ違い用前照灯</u> ③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車（(1) ②の構造を有しているものに限る。）に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯及びすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯及びすれ違い用前照灯</u></p> <p><u>(4) 次に掲げる配光可変型前照灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ③の基準に適合するものとする。(細目告示第 120 条第 12 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等（(1) ③の構造を有しているものに限る。）に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯</u></p>

新	旧
<p>7-76-3 取付要件</p> <p>7-76-3-1 視認等による審査</p> <p><u>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 124 条の 2 第 3 項関係)</u></p> <p><u>① 昼間走行灯の数は、2 個 (二輪自動車に備えるものにあつては、1 個又は 2 個) であること。</u></p> <p><u>② 二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において 600mm (幅が 1,300mm 未満の自動車にあつては、400mm) 以上の間隔を有するものであること。</u></p> <p><u>③ 二輪自動車に昼間走行灯を 1 個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両中心面となるように取付けられていること。</u></p> <p><u>ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部雾灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあつては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から 250mm 以内となるように取付けられていなければならない。</u></p> <p><u>④ 二輪自動車に昼間走行灯を 2 個備える場合にあつては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。</u></p> <p><u>この場合において、昼間走行灯 (走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く。) は、その照明部の最内縁において間隔が 420mm 以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前部を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。</u></p> <p><u>⑤ 昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上 250mm 以上、上縁の高さが地上 1,500mm 以下となるように取付けられていること。</u></p> <p><u>⑥ 前面が左右対称である自動車に備える昼間走行灯は、車両中心面に対し対称の位置に取付けられていること。</u></p> <p><u>⑦ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向</u></p>	<p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部 ((1) ③の構造を有しているものに限る。) に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車 ((1) ③の構造を有しているものに限る。) に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</u></p> <p>7-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>20°（二輪自動車に備えるものにあつては、内側方向 10°）の平面及び昼間走行灯の外側方向 20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-76-2-1 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</u></p> <p><u>⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき（二輪自動車にあつては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき）は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。</u></p> <p><u>ただし、道路交通法第 52 条第 1 項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>⑨ 昼間走行灯は点滅するものでないこと。</u></p> <p><u>⑩ 昼間走行灯の直射光又は反射光は、当該昼間走行灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</u></p> <p><u>⑪ 自動車の前面に備える方向指示器と昼間走行灯との距離が 40mm 以下である場合にあつては、方向指示器の作動中、当該方向指示器と同じ側の昼間走行灯は、消灯又は光度が低下する構造であってもよい。</u></p> <p><u>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を作動させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を作動させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。</u></p> <p><u>⑬ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-76-2 に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる昼間走行灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 124 条の 2 第 4 項関係)</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</u></p>	
<p>7-76-3-2 書面等による審査</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</u></p>	

新	旧
<p><u>れなければならない。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 124 条の 2 第 3 項関係)</u></p> <p><u>① 昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。</u> ただし、光度が 700cd 以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、手動ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。</p> <p><u>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 124 条の 2 第 4 項関係)</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</u></p> <p>7-77 (略)</p> <p>7-78 側方灯 7-78-1～7-78-2 (略) 7-78-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 長さ 6m を超える自動車 (⑧に規定する自動車を除く。) に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内 (<u>セミトレーラにあっては自動車の前端から 4,000mm 以内</u>、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置) となるように取付けられていること。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78-4～7-78-7 (略)</p>	<p>7-77 (略)</p> <p>7-78 側方灯 7-78-1～7-78-2 (略) 7-78-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 長さ 6m を超える自動車 (⑧に規定する自動車を除く。) に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取り付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置) となるように取付けられていること。</p> <p>⑥～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78-4～7-78-7 (略)</p>

新	旧
<p>7-79 側方反射器 7-79-1～7-79-2 (略) 7-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。) に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内 (<u>セミトレーラにあっては自動車の前端から 4,000mm 以内、</u>除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置) となるように取付けられていること。 ⑦～⑪ (略) (2) (略)</p> <p>7-79-4～7-79-8 (略)</p> <p>7-80～7-88 (略)</p> <p>7-89 補助制動灯 7-89-1 装備要件 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項) (1) ～ (2) (略) (3) <u>車両総重量 3.5t 以下の特種用途自動車であつて、次のいずれかに掲げるもの</u> ① <u>(1) 又は (2) の自動車の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</u> ② <u>タンク自動車であつて、タンク等を備える車台等の周囲 (天井、前面、後面及び両側面) が堅牢な壁により囲まれたもの</u> ③ <u>タンク自動車以外の自動車であつて、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの (本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。)</u></p>	<p>7-79 側方反射器 7-79-1～7-79-2 (略) 7-79-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係) この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係) ①～⑤ (略) ⑥ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車及び二輪自動車を除く。) に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から 3,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前端に近い位置) となるように取付けられていること。 ⑦～⑪ (略) (2) (略)</p> <p>7-79-4～7-79-8 (略)</p> <p>7-80～7-88 (略)</p> <p>7-89 補助制動灯 7-89-1 装備要件 次に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項) (1) ～ (2) (略) <u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</u></p> <p>7-89-2 (略)</p> <p>7-89-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。</p> <p>ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けることができる。</p> <p>この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。</p> <p><u>なお、次に掲げるものは、「自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないもの」の例とする。</u></p> <p><u>ア バン型構造の扉を固定する金具により、補助制動灯の照明部の中心を車両中心面上に備えることができないもの</u></p> <p><u>イ 扉の上方に補助制動灯の照明部の中心を備えることができる部分が無く、かつ、扉が開くことで車両中心面附近が分割されるもの</u> (参考図)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><u>アの例</u></p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p><u>イの例</u></p>  </div> </div>	<p>7-89-2 (略)</p> <p>7-89-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。</p> <p>ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができないものにあつては、照明部の中心を車両中心面から 150mm までの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に 1 個ずつ取付けることができる。</p> <p>この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p>④～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-89-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p>	<p>④～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-89-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）<u>及び次に掲げる特種用途自動車</u>であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、7-89-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p><u>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</u></p> <p><u>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</u></p> <p><u>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</u></p> <p><u>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</u></p> <p>7-89-5 従前規定の適用① 7-89-5-1～7-89-5-3（略）</p> <p>7-89-6 従前規定の適用② 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）<u>及び次に掲げる特種用途自動車</u>であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p><u>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</u></p> <p><u>② タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</u></p> <p><u>③ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</u></p> <p><u>④ タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</u></p> <p>7-89-6-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）<u>及び次に掲げる特種用途自動車</u>であって、車両総重量が 3.5t 以下の自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。</p> <p><u>① 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）の車室又は荷室に特種な設</u></p>	<p>(2) 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、7-89-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>7-89-5 従前規定の適用① 7-89-5-1～7-89-5-3（略）</p> <p>7-89-6 従前規定の適用② 平成 21 年 12 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下のものについては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 43 条第 3 項関係）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>7-89-6-1 装備要件 貨物の運送の用に供する自動車（バン型に限る。）であって、車両総重量が 3.5t 以下の自動車の後面には、補助制動灯を備えることができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>備を備えたもの</p> <p>② <u>タンク自動車であって、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</u></p> <p>③ <u>タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための500kg以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</u></p> <p>④ <u>タンク自動車以外の自動車であって、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有するもの</u></p> <p>7-89-6-2～7-89-6-3(略)</p> <p>7-90～7-102(略)</p> <p>7-103 車両接近通報装置 7-103-1～7-103-3(略)</p> <p>7-103-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-103-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第51条の3第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>7-103-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第51条の3第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7-89-6-2～7-89-6-3(略)</p> <p>7-90～7-102(略)</p> <p>7-103 車両接近通報装置 7-103-1～7-103-3(略)</p> <p>7-103-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-103-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第51条の3第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>車両接近通報装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p> <p>イ 平成30年3月8日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>車両接近通報装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車であって、平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>車両接近通報装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>7-103-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、車両接近通報装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第51条の3第1項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成30年3月8日から令和2年10月7日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月7日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び<u>車両接近通報装置に係る指定を受けた</u>多仕様自動車</p>


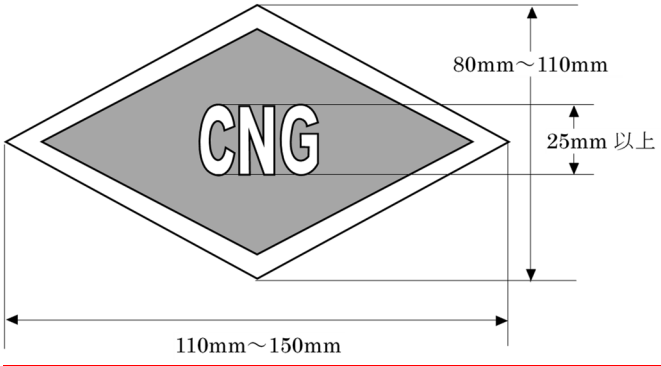
新	旧
<p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る性能が同一であるもの</p>	<p>イ 平成 30 年 3 月 8 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車であって、平成 30 年 3 月 7 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び車両接近通報装置に係る指定を受けた多仕様自動車と歩行者等への当該自動車の接近に係る機能が同一であるもの</p>
<p>ウ (略) ③～④ (略)</p>	<p>ウ (略) ③～④ (略)</p>
<p>7-104 (略)</p>	<p>7-104 (略)</p>
<p>7-105 側方衝突警報装置</p>	<p>7-105 側方衝突警報装置</p>
<p>7-105-1 (略)</p>	<p>7-105-1 (略)</p>
<p>7-105-2 性能要件 (書面等による審査)</p>	<p>7-105-2 性能要件 (書面等による審査)</p>
<p>(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S3 の 5. (5.2.を除く。)及び 6.に定める基準に適合するものでなければならない。 <u>この場合において、UN R151-00-S3 の 2.16.の規定中「2.0m」とあるのは「1.8m」と読み替えるものとする。</u> (細目告示第 145 条の 5 関係)</p>	<p>(1) 側方衝突警報装置は、当該自動車の左側面が自転車の乗車人員等に衝突することを有効に防止することができるものとして、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R151-00-S1 の 5. (5.2.を除く。)及び 6.に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 145 条の 5 関係)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>7-105-3～7-105-5 (略)</p>	<p>7-105-3～7-105-5 (略)</p>
<p>7-106 後写鏡</p>	<p>7-106 後写鏡</p>
<p>7-106-1～7-106-3 (略)</p>	<p>7-106-1～7-106-3 (略)</p>
<p>7-106-4 適用関係の整理</p>	<p>7-106-4 適用関係の整理</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの</p>	<p>(4) 次に掲げる自動車については、7-106-8 (従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条第 5 項) ①～② (略) ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日 <u>又は自動車検査証等の発行日</u>が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの</p>
<p>④ (略)</p>	<p>④ (略)</p>
<p>7-106-5～7-106-7 (略)</p>	<p>7-106-5～7-106-7 (略)</p>
<p>7-106-8 従前規定の適用④</p>	<p>7-106-8 従前規定の適用④</p>
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項)</p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 5 項)</p>
<p>①～② (略)</p>	<p>①～② (略)</p>
<p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日が令和 3 年 9 月 17</p>	<p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。)の発行日 <u>又は自動車検査証</u></p>

新	旧
<p>日以前のもの ④ (略) 7-106-8-1～7-106-8-3 (略)</p> <p>7-107 (略)</p> <p>7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00-<u>S1</u> の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。）</p> <p>7-108-2 性能要件</p> <p>後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係）</p> <p>7-108-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7-108-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-<u>S1</u> の 15.2.1. (15.2.1.1. を除く。) 及び 15.2.2. から 15.2.4. まで、又は 15.3. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R158-00-<u>S1</u> の 2.1.5. に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00-<u>S1</u> の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。</p>	<p><u>等の発行日</u>が令和 3 年 9 月 17 日以前のもの ④ (略) 7-106-8-1～7-106-8-3 (略)</p> <p>7-107 (略)</p> <p>7-108 後退時車両直後確認装置 7-108-1</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。）</p> <p>7-108-2 性能要件</p> <p>後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係）</p> <p>7-108-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ 原動機が操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退の位置に操作している状態とする。</u></p> <p><u>ただし、カメラ及び画像表示装置を用いない場合にあってはこの限りでない。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7-108-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00 の 15.2.1. (15.2.1.1. を除く。) 及び 15.2.2. から 15.2.4. まで、又は 15.3. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R158-00 の 2.1.5. に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあっては、UN R158-00 の附則 10 の 1.4. に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。（細目</p>

新	旧
<p>(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係) ①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-108-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 3 号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>③ カメラ及び画像表示装置又は検知装置を用いるものにあつては、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して作動を開始するものであること。</u> <u>なお、カメラ及び画像表示装置を用いるものにあつては、常時作動する構造であつてもよい。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-108-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-108-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 4 年 5 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であつて、令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>7-108-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p>	<p>告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係) ①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-108-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 3 号関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-108-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-108-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車<u>(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p> <p>イ 令和 4 年 5 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車<u>(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u>であつて、令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車<u>(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u>と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>7-108-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。(適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 4 年 4 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車<u>(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u></p>

新	旧
<p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>7-109～7-112 (略)</p> <p>7-113 自動運行装置</p> <p>7-113-1 (略)</p> <p>7-113-2 性能要件</p> <p>7-113-2-1～7-113-2-2 (略)</p> <p>7-113-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2関係)</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車であって、<u>自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるもの</u>にあつては、UN R157-00-S3の5.、6.及び7.に適合するものであること。 この場合において、UN R157-00-S3の5.、6.及び7.に適合する自動車であつて、⑥の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00-S3の5.5.1.にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作(路肩に対するものを含む。)を実行することができるものとする。</p> <p>⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑭の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-00-S3の8.(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。 ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び</p>	<p>イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u>であつて、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 <u>(後退時車両直後確認装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</u>と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>7-109～7-112 (略)</p> <p>7-113 自動運行装置</p> <p>7-113-1 (略)</p> <p>7-113-2 性能要件</p> <p>7-113-2-1～7-113-2-2 (略)</p> <p>7-113-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車は、プログラムによる当該自動車の自動的な運行の安全性を確保できるものとして、機能、性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条第2項、細目告示第72条の2、第150条の2関係)</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車 <u>(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。))</u>であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 <u>(三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)</u>であつて <u>車両総重量が3.5t以下のもののうち、自動運行装置作動中の最高速度が60km/h以下であるものに限る。</u>にあつては、UN R157-00-S2の5.、6.及び7.に適合するものであること。 この場合において、UN R157-00-S2の5.、6.及び7.に適合する自動車であつて、⑥の適用を受けるものは、⑥の規定にかかわらず、③の警報を発した10秒後以降にリスク最小化制御が作動する自動車は⑥の基準に適合するものとし、UN R157-00の5.5.1.にかかわらず、リスク最小化制御中に、安全を確保しつつ当該装置が車線変更操作(路肩に対するものを含む。)を実行することができるものとする。</p> <p>⑮ 自動運行装置に備える作動状態記録装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア ⑭の基準に適合する自動運行装置を備える自動車にあつては、UN R157-00-S2の8.(8.4.1.を除く。)及び別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.に適合するものであること。 ただし、別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.3.1.中「3.1.」及び</p>

新	旧																
<p>3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「UN R157-00-<u>S3</u>の8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-113-3～7-113-5 (略)</p> <p>7-114～7-117 (略)</p> <p>7-118 自主防犯活動用自動車 7-118-1 (略) 7-118-2 性能要件 (視認等による審査) 自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第76条の2第2項関係、細目告示第154条の2第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 青色防犯灯は点滅式であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>7-118-3 (略)</p> <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) 8-1～8-14 (略)</p> <p>8-15 ट्रাক・バスの制動装置 8-15-1～8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1)～(7) (略) [制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)] (8) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、8-15-12 (従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">製作年月日又は適用日</th> <th style="width: 25%;">指定等年月日</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日		(略)	(略)	(略)	(略)	<p>3.3.1.2.中「3.1.1.1.から3.1.1.6.まで」とあるのは、「UN R157-00-<u>S2</u>の8.3.」と読み替えるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-113-3～7-113-5 (略)</p> <p>7-114～7-117 (略)</p> <p>7-118 自主防犯活動用自動車 7-118-1 (略) 7-118-2 性能要件 (視認等による審査) 自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第76条の2第2項関係、細目告示第154条の2第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 青色防犯灯は点滅式であること。 <u>ただし、光源が点滅するものでないこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>7-118-3 (略)</p> <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) 8-1～8-14 (略)</p> <p>8-15 ट्रাক・バスの制動装置 8-15-1～8-15-3 (略) 8-15-4 適用関係の整理 第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。 (1)～(7) (略) [制動装置：UN R13 適用 (車両安定性制御装置 (EVSC) 任意装備)] (8) 次表に掲げる自動車のうち次に掲げるものについては、8-15-12 (従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第33項、第34項、第35項、第36項、第44項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;">製作年月日又は適用日</th> <th style="width: 25%;">指定等年月日</th> <th style="width: 25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日		(略)	(略)	(略)	(略)
区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日															
(略)	(略)	(略)	(略)														
区分	製作年月日又は適用日	指定等年月日															
(略)	(略)	(略)	(略)														

新				旧			
貨物の運送の用に供する自動車	(略) 車両総重量 8t 以下 (内燃機関以外を原動機とする軽自動車に限る。)	(略) R5. 4. 30	(略) R1. 10. 31	貨物の運送の用に供する自動車	(略) (新設)	(略) (新設)	(略) (新設)
<p>(9) ~ (10) (略)</p> <p>8-15-5~8-15-14 (略)</p> <p>8-16~8-24 (略)</p> <p>8-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>8-25-1 性能要件</p> <p>8-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない (保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車にあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近 (運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内) に次の表示を備えること。</p> <p>[表示]</p>  <p>備考 (1) 色彩は、<u>枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を緑色とする。</u></p>				<p>(9) ~ (10) (略)</p> <p>8-15-5~8-15-14 (略)</p> <p>8-16~8-24 (略)</p> <p>8-25 高圧ガスの燃料装置</p> <p>8-25-1 性能要件</p> <p>8-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない (保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側 (左ハンドルにあっては右側) のドアの外側に次の表示を備えること。</p> <p>[表示]</p>  <p>備考 (1) 色彩は、<u>縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。</u></p>			

新	旧
<p>(2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。 <u>(削除)</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車にあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近（運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあっては、自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内）に次の表示を備えること。 〔表示〕</p>  <p>備考</p> <p>(1) 色彩は、<u>枠線、文字及び記号を緑色、かつ、反射するものとし、地を白色とする。</u></p> <p>(2) 寸法は、幅は110mm以上、高さは80mm以上とする。 <u>(削除)</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>8-25-1-2 (略)</p> <p>8-25-2～8-25-4 (略)</p> <p>8-26～8-36 (略)</p> <p>8-37 突入防止装置</p> <p>8-37-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が</p>	<p>(2) 寸法は、<u>上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。</u></p> <p>(3) <u>文字は中央に配置するものとする。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第6項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあっては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。</p> <p>〔表示〕</p>  <p>備考</p> <p>(1) 色彩は、<u>縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。</u></p> <p>(2) 寸法は、<u>上記及び縁の幅は4mmから6mm、文字の幅は4mm以上とする。</u></p> <p>(3) <u>文字は中央に配置するものとする。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>8-25-1-2 (略)</p> <p>8-25-2～8-25-4 (略)</p> <p>8-26～8-36 (略)</p> <p>8-37 突入防止装置</p> <p>8-37-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が</p>

新	旧
<p>1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係）</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S3 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p> <p>①～② (略)</p> <p>8-37-2～8-37-4 (略)</p> <p>8-38～8-40 (略)</p> <p>8-41 運転者席</p> <p>8-41-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、<u>次に掲げるものを除き、光学的な投影（窓ガラス面への投影を目的としたものに限る。）を含む</u>運転視野を妨げるものがあってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（イ）に限る。）及びオの状態とする。</p> <p>① <u>A ピラー</u></p> <p>② <u>室外アンテナ</u></p> <p>③ <u>ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）</u></p> <p>④ <u>側面ガラス分割バー</u></p> <p>⑤ <u>後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）</u></p> <p>⑥ <u>後方等確認装置</u></p>	<p>1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 8-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車を追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 180 条第 2 項関係）</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03-S2 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p> <p>①～② (略)</p> <p>8-37-2～8-37-4 (略)</p> <p>8-38～8-40 (略)</p> <p>8-41 運転者席</p> <p>8-41-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、アイポイントを通る水平面のうちアイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（<u>A ピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡（特種用途自動車（路上試験車及び教習車に限る。）及び緊急自動車に備える助手席の乗車人員が視界を確保するための後写鏡を含む。）、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のベント並びに 8-55-1-1 (1) に掲げるものを除く。）</u>）があってはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ（イ）に限る。）及びオの状態とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧				
<p>⑦ 窓ふき器 ⑧ 固定型及び可動型のペント ⑨ 窓ガラス面への光学的な運転支援情報の投影 ⑩ 8-55-1-1 (1) に掲げるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-41-2～8-41-4 (略)</p> <p>8-42～8-44 (略)</p> <p>8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" data-bbox="197 687 813 719"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略) ② UN R16-08-<u>S3</u>の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑩ (略)</p> <p>8-45-2～8-45-4 (略)</p> <p>8-46～8-54 (略)</p> <p>8-55 窓ガラス貼付物等 8-55-1 性能要件 8-55-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-54-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感じし</p>	(略)	(略)	<p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-41-2～8-41-4 (略)</p> <p>8-42～8-44 (略)</p> <p>8-45 座席ベルト非装着時警報装置 8-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-45-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 687 1792 719"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略) ② UN R16-08-<u>S2</u>の2.1.4.に定める座席ベルト ③～⑩ (略)</p> <p>8-45-2～8-45-4 (略)</p> <p>8-46～8-54 (略)</p> <p>8-55 窓ガラス貼付物等 8-55-1 性能要件 8-55-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-54-1(2)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、UN R159-<u>00</u>に適合する装置、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感じし</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧
<p>て前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2)～(3)（略） 8-55-1-2（略） 8-55-2～8-55-4（略）</p> <p>8-56 騒音防止装置 8-56-1～8-56-3（略） 8-56-4 適用関係の整理 (1)～(10)（略） (11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、8-56-15（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係） ①～②（略） ③ <u>令和5年3月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車 ④ <u>平成28年10月1日以降に製作された自動車（車両総重量が12tを超えるものに限る。）のうち、保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条及び第4条の2の規定を適用しないものとされた自動車であつて、3以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの</u> ⑤ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</u> (12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、8-56-16（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係） ①～②（略） ③ <u>令和5年3月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車 ④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和4年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前のもの</u> (13)～(15)（略） 8-56-5～8-56-14（略）</p>	<p>知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの ア～ウ（略） ⑨～⑰（略） (2)～(3)（略） 8-55-1-2（略） 8-55-2～8-55-4（略）</p> <p>8-56 騒音防止装置 8-56-1～8-56-3（略） 8-56-4 適用関係の整理 (1)～(10)（略） (11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、8-56-15（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係） ①～②（略） ③ <u>令和4年8月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> (12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、8-56-16（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係） ①～②（略） ③ <u>令和4年8月31日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては令和5年8月31日）以前に製作された輸入自動車 <u>（新設）</u> (13)～(15)（略） 8-56-5～8-56-14（略）</p>

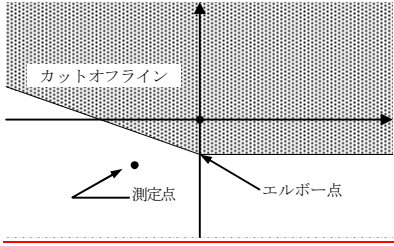
新	旧
<p>8-56-15 従前規定の適用⑪</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ <u>平成 28 年 10 月 1 日以降に製作された自動車（車両総重量が 12t を超えるものに限る。）のうち、保安基準第 55 条の規定により保安基準第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされた自動車であつて、3 以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの</u></p> <p>⑤ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの</u></p>	<p>8-56-15 従前規定の適用⑪</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 4 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>8-56-15-1～8-56-15-2（略）</p>	<p>8-56-15-1～8-56-15-2（略）</p>
<p>8-56-16 従前規定の適用⑫</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 5 年 3 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>④ <u>使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 4 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前のもの</u></p>	<p>8-56-16 従前規定の適用⑫</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ <u>令和 4 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあつては令和 5 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>8-56-16-1～8-56-16-2（略）</p>	<p>8-56-16-1～8-56-16-2（略）</p>
<p>8-56-17～8-56-19（略）</p>	<p>8-56-17～8-56-19（略）</p>
<p>8-57～8-72（略）</p>	<p>8-57～8-72（略）</p>
<p>8-73 低速走行時側方照射灯</p>	<p>8-73 低速走行時側方照射灯</p>
<p>8-73-1 装備要件</p>	<p>8-73-1 装備要件</p>
<p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係）</p>	<p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。（保安基準第 33 条の 3 第 1 項関係）</p>
<p>8-73-2 性能要件（視認等による審査）</p>	<p>8-73-2 性能要件（視認等による審査）</p>

新	旧
<p>(1) <u>低速走行時側方照射灯は、自動車が次に定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第1項関係)</u></p> <p><u>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、最高速度15km/h。</u></p> <p>(2) <u>低速走行時側方照射灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第2項関係)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) <u>低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第3項)</u></p> <p>8-73-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) <u>低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第33条の3第3項関係)</u></p> <p>(2) <u>低速走行時側方照射灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</u></p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第200条の2第4項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-73-2(2)に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(3) <u>低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第5項関係)</u></p> <p>8-74～8-87 (略)</p> <p>8-88 制動灯</p> <p>8-88-1～8-88-2 (略)</p> <p>8-88-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) <u>低速走行時側方照射灯は、自動車が規定で定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、速度、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第1項、細目告示第200条の2第2項)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) <u>低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第2項)</u></p> <p>8-73-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</u></p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第200条の2第4項、細目告示第200条の2第5項)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 低速走行時側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-73-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(2) <u>低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u></p> <p>8-74～8-87 (略)</p> <p>8-88 制動灯</p> <p>8-88-1～8-88-2 (略)</p> <p>8-88-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p>

新	旧
<p>① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S18 の 5. 2. 1. 30. <u>若しくは</u> 5. 2. 2. 22. <u>又は</u> UN R13H-01-S3 の 5. 2. 22. に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあつては UN R78-05 の 5. 1. 17. に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2. 2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>8-88-4（略）</p> <p>8-89 補助制動灯 8-89-1 装備要件</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。（保安基準第 39 条の 2 第 1 項）</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p><u>(3) 車両総重量 3. 5t 以下の特種用途自動車であつて、次のいずれかに掲げるもの</u></p> <p><u>① (1) 又は (2) の自動車の車室又は荷室に特種な設備を備えたもの</u></p> <p><u>② タンク自動車であつて、タンク等を備える車台等の周囲（天井、前面、後面及び両側面）が堅牢な壁により囲まれたもの</u></p> <p><u>③ タンク自動車以外の自動車であつて、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、その後面が車両の最後尾附近にあり、かつ、最大積載量を算定するもの（本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を算定するもの及び特種な設備に組み込まれている水タンク等により積載量を算定するものを除く。）</u></p> <p><u>④ タンク自動車以外の自動車であつて、特種な設備を備えた場所の天井、前面、後面及び両側面が堅牢な壁により囲まれ、特種な設備を利用するための床面を有</u></p>	<p>① 制動灯は、制動装置が UN R13-11-S18 の 5. 2. 1. 30. <u>又は</u> 5. 2. 2. 22. <u>若しくは</u> UN R13H-01-S3 の 5. 2. 22. に定める制動信号（二輪自動車に備えるものにあつては UN R78-05 の 5. 1. 17. に定める制動信号）を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、7-15-4 又は 7-19-4 の規定により UN R13 が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」3. 2. 22. 4. に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平坦な舗装路面において 80km/h（最高速度が 80km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）から減速した場合の減速能力が 2. 2m/s² 以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置）を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>8-88-4（略）</p> <p>8-89 補助制動灯 8-89-1 装備要件</p> <p>次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の後面には、補助制動灯を備えなければならない。（保安基準第 39 条の 2 第 1 項）</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>するもの</u></p>	
<p>8-89-2～8-89-4 (略)</p>	<p>8-89-2～8-89-4 (略)</p>
<p>8-90～8-95 (略)</p>	<p>8-90～8-95 (略)</p>
<p>8-96 その他の灯火等の制限</p>	<p>8-96 その他の灯火等の制限</p>
<p>8-96-1 装備要件</p>	<p>8-96-1 装備要件</p>
<p>自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。</p>	<p>自動車には、8-65 から 8-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。</p>
<p>なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(細目告示第 218 条第 1 項関係)</p>	<p>なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(細目告示第 218 条第 1 項関係)</p>
<p>(1) ～ (6) (略)</p>	<p>(1) ～ (6) (略)</p>
<p>(7) 自動車には、次に掲げるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。(細目告示第 218 条第 8 項<u>関係</u>、適用関係告示第 48 条 5 項関係)</p>	<p>(7) 自動車には、次に掲げるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。(細目告示第 218 条第 8 項、適用関係告示第 48 条 5 項関係)</p>
<p>①～④ (略)</p>	<p>①～④ (略)</p>
<p>(8) ～ (12) (略)</p>	<p>(8) ～ (12) (略)</p>
<p>8-96-2～8-96-4 (略)</p>	<p>8-96-2～8-96-4 (略)</p>
<p>8-97～8-107 (略)</p>	<p>8-97～8-107 (略)</p>
<p>8-108 後退時車両直後確認装置</p>	<p>8-108 後退時車両直後確認装置</p>
<p>8-108-1 装備要件</p>	<p>8-108-1 装備要件</p>
<p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</p>	<p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</p>
<p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p>	<p>ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。(保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 224 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係)</p>
<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p>
<p>④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-<u>S1</u> の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)</p>	<p>④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。)</p>
<p>8-108-2～8-108-4 (略)</p>	<p>8-108-2～8-108-4 (略)</p>
<p>8-109～8-117 (略)</p>	<p>8-109～8-117 (略)</p>
<p>8-118 自主防犯活動用自動車</p>	<p>8-118 自主防犯活動用自動車</p>
<p>8-118-1 (略)</p>	<p>8-118-1 (略)</p>
<p>8-118-2 性能要件 (視認等による審査)</p>	<p>8-118-2 性能要件 (視認等による審査)</p>

新	旧
<p>自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第232条の2第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 青色防犯灯は点滅式であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>8-118-3 (略)</p> <p>8-119～8-125 (略)</p> <p>第9章 テスタ等による機能維持確認</p> <p>9-1～9-8 (略)</p> <p>9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は9-8(1)の規定の適用を受けた自動車であって、9-8(1)①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア((エ)にあつては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により計測(前照灯試験機(走行用)を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測)し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第6項第1号関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて②ア((エ)にあ</p>	<p>自主防犯活動用自動車に備えられた青色防犯灯は、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第49条の3第2項関係、細目告示第232条の2第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 青色防犯灯は点滅式であること。 <u>ただし、光源が点滅するものでないこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>8-118-3 (略)</p> <p>8-119～8-125 (略)</p> <p>第9章 テスタ等による機能維持確認</p> <p>9-1～9-8 (略)</p> <p>9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は9-8(1)の規定の適用を受けた自動車であって、9-8(1)①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② ①による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア((エ)にあつては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により計測し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第6項第1号関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向 (前照灯試験機)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあつては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア((エ)にあ</p>

新	旧
<p>つては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア～イ (略) (参考図) (略) <u>(削除) ※重複しているため</u></p>	<p>つては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。 ア～イ (略) (参考図) (略) <u>③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア((エ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。</u> <u>ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボ一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。</u> <u>イ ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。</u></p> <p><u>(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例</u></p> 
<p>9-11～9-14 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>別添1～別添2 (略)</p> <p>別添3 (4-14 関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>	<p>9-11～9-14 (略)</p> <p>第10章～第12章 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>別添1～別添2 (略)</p> <p>別添3 (4-14 関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>

新				旧			
		並行輸入自動車の区分				並行輸入自動車の区分	
		指定自動車等と関連	不明			指定自動車等と関連	不明
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
添付資料	(略)	(略)	(略)	添付資料	(略)	(略)	(略)
	排出ガス規制への適合性に関する書面	△	△		排出ガス試験結果成績表	△	△
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

備考 (1) ~ (5) (略)

3. 2. (略)

4. ~5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6. 1. (略)

6. 2. 並行輸入自動車届出書（第 1 号様式）

全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。

6. 2. 1. ~6. 2. 10. (略)

6. 2. 11. 「原動機の総排気量又は電動機の定格出力」欄

原動機の総排気量は、次の規定を順次適用することにより特定するものとする。

なお、総排気量に変化する構造を有する原動機にあっては、最大のものとする。

①~⑥ (略)

6. 2. 12. 「車台番号又はシリアル番号の様式の解説」欄

①~② (略)

③ 車台番号又はシリアル番号の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。

ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されていること。

この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。

6. 2. 13. 「原動機打刻番号等の様式の解説」欄

①~② (略)

③ 原動機打刻番号等の拓本又は写真が貼付又は添付されていること。

なお、拓本又は写真は打刻字体等が鮮明に確認できるものであること。

新	旧
<p>ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されて<u>いること。</u></p> <p>この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</p> <p>6.2.14.～6.2.15. (略)</p> <p>6.2.16. 「騒音防止装置」欄</p> <p><u>6.10.の規定が適用される</u>自動車にあつては、備えている消音器の情報が記載されていること。</p> <p>6.2.17. (略)</p> <p>6.3.～6.8. (略)</p> <p>6.9. 原動機等に関する資料</p> <p>(1) <u>内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量(総排気量に変化するものにあつては、その範囲)、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。</u></p> <p>(2) 電力により作動する原動機<u>のみ</u>を有する自動車にあつては、<u>定格出力</u>が確認できるものであること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</p> <p><u>[マフラー加速騒音規制]</u></p> <p><u>6.10.1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等</u></p> <p><u>平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び6.10.2.の書面を提出する自動車を除く。)について適用する。</u></p> <p><u>(1) 加速走行騒音を有効に防止するものとして、次に掲げる規定に適合していることが確認できるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、WVTAラベル又はプレート、㊟マーク又は㊠マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていること。</u></p> <p><u>ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊟マーク又は㊠マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</u></p> <p><u>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則7-56-2-3(5)の規定</u></p> <p><u>② 二輪自動車にあつては、本則7-56-14-2-3(3)の規定</u></p> <p><u>③ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)にあつては、本則7-56-15-2-3(3)の規定</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる規定に該当する消音器を備える自動車にあつては、(1)に加え、消音器に表示された当該自動車の製作者の商号又は商標を確認できる写真が添付されてい</u></p>	<p>ただし、添付することが困難な場合にあつては、その理由を記載するとともに、拓本又は写真が取得できない周辺状況であることがわかる写真が添付されて<u>いなければならない。</u></p> <p>この場合において、現車が入庫していないため添付できないという理由は認められないものとする。</p> <p>6.2.14.～6.2.15. (略)</p> <p>6.2.16. 「騒音防止装置」欄</p> <p><u>騒音規制が適用される 6.10.又は6.13.の</u>自動車にあつては、備えている消音器の情報が記載されていること。</p> <p>6.2.17. (略)</p> <p>6.3.～6.8. (略)</p> <p>6.9. 原動機等に関する資料</p> <p>(1) 総排気量、最高出力及び最高出力時回転数が確認できるものであること。</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車にあつては、次に掲げる項目が確認できるものであること。</p> <p><u>① 電動機の定格電圧</u></p> <p><u>② 電動機の最高出力/回転速度、定格出力、最大トルク/回転速度</u></p> <p><u>③ 原動機用蓄電池の種類及び形式</u></p> <p><u>④ 本則7-26の規定への適合性</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</p> <p><u>(新設) ※6.13.から移動</u></p>

新	旧
<p><u>ること。</u> <u>ただし、消音器とDPF又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</u> <u>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることを確認できる書面が提出された場合にあつては、製作者の商号又は商標と同様に取扱うものとする。</u></p> <p><u>① 側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、本則7-56-2-3(8)②ウの規定</u> <u>② 二輪自動車にあつては、本則7-56-14-2-3(4)②ウの規定</u> <u>③ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。)にあつては、本則7-56-15-2-3(4)②ウの規定</u></p> <p><u>6.10.2. UN R41又はUN R51への適合性に関する書面等</u> <u>(1)から(3)に規定する製作年月日にかかわらず、6.2.14.(2)に基づく記載がされている場合にあつては、先取り適用するいずれかの規定を適用するものとする。</u> <u>(削除)※自動車ごとに分割</u></p> <p><u>[R41-04(平成26年騒音規制)]</u> <u>(1)平成29年1月1日から令和3年8月31日までに製作された二輪自動車にあつては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則7-56-17-2-3(1)②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</u> <u>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</u></p> <p><u>① (略)</u> <u>② 技術基準等適合証明書</u> <u>③ COCペーパー(騒音情報欄において、UN R41-04の記載があるものに限る。)</u> <u>④ WVTALabel又はプレートを撮影した写真(車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)</u> <u>⑤ UN R41に基づく認定証(UN R41-04のものに限る。)</u> <u>⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づくⒺマークを撮影した写真(UN R41-04のものに限る。)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>平成29年1月1日以降に製作された二輪自動車及び令和4年9月1日以降(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え12t以下の自動車にあつては令和5年9月1日以降)に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)について適用する。</u> <u>なお、6.2.14.(2)の旨が記載されている場合についても適用するものとする。</u></p> <p><u>(1)次に掲げるいずれかにより、本則7-56-2-3(1)②又は③(本則7-56-17-2-3(1)②)の規定に適合していることが確認できるものであること。</u> <u>ただし、少数生産車にあつては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。</u></p> <p><u>① (略)</u> <u>② 技術基準等適合証明書(第5号様式とする。)</u> <u>・近接排気騒音値が記載されているものに限る。</u> <u>③ COCペーパー(原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。)</u> <u>・騒音情報欄において、UN R41-04以降の記載があるものに限る。</u> <u>④ WVTALabel又はプレートを撮影した写真</u> <u>・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。</u> <u>例：e1*168/2013*12345</u> <u>⑤ UN R41又はUN R51に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</u> <u>・UN R41-04又はUN R51-03以降のものに限る。</u> <u>⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R41に基づくⒺマークを撮影した写真</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>[R41-04 (平成 28 年騒音規制)]</u></p> <p>(2) <u>令和 3 年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに製作された二輪自動車にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ③の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであり、当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。)</u></p> <p><u>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</u></p> <p>① <u>加速走行騒音試験結果成績表</u></p> <p>② <u>技術基準等適合証明書</u></p> <p>③ <u>COC ペーパー (騒音情報欄において、UN R41-04 以降の記載があるものに限る。)</u></p> <p>④ <u>WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真 (車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。)</u></p> <p>⑤ <u>UN R41 に基づく認定証 (UN R41-04 以降のものに限る。)</u></p> <p>⑥ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づく㊦マークを撮影した写真 (UN R41-04 以降のものに限る。)</u></p> <p><u>[UN R51-03 (平成 28 年騒音規制)]</u></p> <p>(3) <u>令和 5 年 4 月 1 日以降 (貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が 3.5t を超え 12t 以下の自動車にあっては令和 5 年 9 月 1 日以降) に製作された自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、次に掲げるいずれかの書面等により、本則 7-56-2-3 (1) ②の規定に適合していること及び近接排気騒音値が確認できるものであること。(少数生産車にあっては、①、②又は③のいずれかに限る。)</u></p> <p><u>ただし、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものにあつては、近接排気騒音値の確認を要しないものとする。</u></p> <p>① <u>加速走行騒音試験結果成績表</u></p> <p>② <u>技術基準等適合証明書</u></p> <p>③ <u>UN R51 に基づく認定証 (UN R51-03 以降のものに限る。)</u></p> <p>④ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊦マークを撮影した写真及び COC ペーパー (UN R51-03 以降のものに限る。)</u></p> <p><u>[共通事項]</u></p> <p>(4) <u>(1)、(2) 又は (3) により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料</u></p>	<p><u>・UN R41-04 以降のものに限る。</u></p> <p>⑦ <u>車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく㊦マークを撮影した写真及び COC ペーパー (原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。)</u></p> <p><u>・UN R51-03 以降のものに限る。</u></p> <p>(2) <u>当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真が添付されていること。(二輪自動車に限る。)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) (1) により基準適合性を確認した時点の車両重量が確認できる資料が添付されてい</u></p>

新	旧
<p>が添付されていること。</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>6.10.3. 適合性に関する書面等の取扱い</u></p> <p><u>(1) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (2) に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。</u> ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていること。</p> <p><u>①～④ (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 提出される書面等に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</u></p> <p><u>(4) 排出ガス試験結果成績表が提出された場合にあっては、加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。</u> ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) COC ペーパーは、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u></p> <p><u>(7) 認定証は、写しをもって代えることができる。</u></p> <p>6.11. 排出ガス規制への適合性に関する書面 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。</p> <p><u>6.11.1. 適合性に関する書面の種類</u> 次に掲げるいずれかの書面により、本則 7-58 において当該並行輸入自動車に適用される規定に適合していることが確認できるものであること。</p> <p><u>(1) 排出ガス試験結果成績表</u></p> <p><u>(2) 排出ガス基準適合証明書</u></p> <p><u>(3) 技術基準等適合証明書（UN R154 に適合することを証するものであって、複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足する旨の記載があるものに限る。）</u></p> <p><u>(4) UN R154 に基づく認定証（複数の認可レベルが設定されている改訂シリーズにあっては、「レベル 1B」の要件を満足するものに限る。）</u></p> <p><u>6.11.2. 適合性に関する書面の取扱い</u></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(削除) ※6.11.2. (4) に統合</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>	<p>ること。</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (6) に基づき発行した原本（試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの）であること。</u> ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。 なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていない<u>なければならない。</u></p> <p><u>①～④ (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 加速走行騒音試験結果成績表の車台番号（又はシリアル番号）欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</u></p> <p><u>(8) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。</u></p> <p>ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあっては、この限りでない。</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6.11. 排出ガス試験結果成績表 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p><u>(3) 排出ガス試験結果成績表の車台番号（又はシリアル番号）欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>

新	旧
<p><u>(削除) ※6.11.1.に統合</u></p> <p><u>(4) 提出される書面に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</u></p> <p><u>(5) 技術基準等適合証明書は、6.12.2.に準ずるものとする。</u></p> <p><u>(6) 認定証は、写しをもって代えることができる。</u></p> <p><u>(7) 技術基準等適合証明書又は UN R154 に基づく認定証が提出された場合にあつては、自動車製作者が発行した一酸化炭素等発散防止装置に係る構造が確認できる書面が添付されていること。</u></p> <p><u>6.11.3. 特種用途自動車における排出ガス規制の適用</u> 特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される排出ガス規制を適用するものとする。 この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。 ①～④ (略)</p> <p><u>6.12. (略)</u></p> <p><u>(削除) ※6.10.1.へ移動</u></p>	<p><u>(5) 排出ガス試験結果成績表に記載されている排出ガス量は、当該並行輸入自動車に適用される本則 7-58 の規定に適合していること。</u></p> <p><u>(6) 排出ガス基準適合証明書の提出があつた場合には、当該書面をもって排出ガス試験結果成績表に代えることができるものとする。</u> <u>この場合において、排出ガス基準適合証明書の車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のものとは一致していること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 特種用途自動車にあつては、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される排出ガス規制を適用するものとする。</u> この場合において、次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、自動車製作者が製作工場から出荷した状態が乗用車として取扱うものとする。 ①～④ (略)</p> <p><u>6.12. (略)</u></p> <p><u>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等</u> <u>平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車 (乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車並びに 6.10. の書面を提出する自動車を除く。)</u> <u>について適用する。</u></p> <p><u>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-56-2-3 (5) (本則 7-56-17-2-3 (6)) の規定に該当するものであることが確認できるものであること。</u> <u>この場合において、WVTA ラベル又はプレート、㊸マーク又は㊹マークにより確認するものについては、それらを撮影した写真が添付されていないなければならない。</u> <u>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつては、㊸マーク又は㊹マークを撮影した写真の添付を省略することができる。</u></p> <p><u>(2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則 7-56-2-3 (8) ㊸ウ (本則 7-56-17-2-3 (6) ㊸ウ) の規定に該当する場合には、(1)に加え、本則 7-56-2-3(8)㊸ウ (本則 7-56-17-2-3 (6) ㊸ウ) の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。</u> <u>ただし、消音器と DPF 又は触媒が構造上一体であることが自動車製作者等の資料等により確認できるものにあつてはこの限りでない。</u></p> <p><u>※以下 6.10.3.へ統合</u></p> <p><u>(3) 加速走行騒音試験結果成績表は、次に掲げる公的試験機関が (4) に基づき発行した原本 (試験を行った公的試験機関の印鑑が押印されているもの) であること。</u> <u>ただし、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済である旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。</u></p>

新	旧
<p>6. <u>13.</u>～6. <u>16.</u> (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。)及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。)に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4. 3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。</p>	<p><u>なお、当該書面には、車両外観及び装置装着状況が確認できる写真が添付されていなければならない。</u></p> <p>① <u>公益財団法人日本自動車輸送技術協会</u> <u>(住所) 東京都新宿区四谷 3-2-5</u></p> <p>② <u>一般財団法人日本車両検査協会</u> <u>(住所) 東京都北区豊島 7-26-28</u></p> <p>③ <u>一般財団法人日本自動車研究所</u> <u>(住所) 東京都港区芝大門 1-1-30</u></p> <p>④ <u>株式会社 JQR</u> <u>(住所) 神奈川県横浜市旭区今宿西町 398 番地</u></p> <p><u>(4) 加速走行騒音試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、30 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。</u> <u>なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「30 台に 1 台」を「60 台に 1 台」に読み替えることができる。</u></p> <p>① <u>設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。</u></p> <p>② <u>法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音試験の成績が基準値以下で安定していること。</u> <u>この場合において、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が輸入する自動車にあつては、前段の要件に該当するものとする。</u></p> <p><u>(5) 加速走行騒音試験結果成績表の車台番号 (又はシリアル番号) 欄に記載されている車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもの一致していること。</u></p> <p><u>(6) 加速走行騒音試験結果成績表に記載されている車名、原動機の型式、最高出力、最高出力時回転数、変速機の種類及び減速比は、排出ガス試験結果成績表に記載されているものと一致していること。</u> <u>ただし、変速機の種類については、添付資料により同一構造の変速機と判断できる場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>6. <u>14.</u>～6. <u>17.</u> (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。 この場合において、書面審査が終了した届出書等と「用途」、「車体の形状」、「軸距」(二輪自動車等以外のものであって、「指定自動車等と関連」に区分されるものに限る。)及び「乗車定員」(技術基準等に影響のない範囲で乗車定員の変更をしたもの及び二輪自動車等を除く。)に相違があるときには、本則 4-7 にかかわらず書面審査を無効とし、4. 3. による処理をするとともに、改めて届出書等を提出させることにより書面審査を行うものとし、これらに該当しない保安基準の適合性に影響のない範囲で相違している場合にあつては、補正を求めるものとする。</p>

新	旧
<p>8. 1. (略)</p> <p>8. 2. 騒音規制への適合性</p> <p><u>8. 2. 1. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性</u> 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6. 10. 1. の書面等との一致が確認できなければならない。 この場合において、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</p> <p><u>8. 2. 2. UN R41 又は UN R51 への適合性</u> 本則 7-56 において当該並行輸入自動車に適用される規定によるほか、6. 10. 2. の書面等との一致が確認できなければならない。 また、次に掲げる自動車は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量が、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量に対し、それぞれに規定する範囲にあること。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量 3. 5t 以下のもの（三輪自動車を除く。）にあつては、±10%の範囲</p> <p>② 二輪自動車にあつては、±20kg の範囲</p> <p><u>8. 3. 排出ガス規制への適合性</u> 6. 11. 1. の規定に基づき提出された書面については、次の 8. 3. 1. から 8. 3. 3. までに掲げるそれぞれ該当する項目の内容が確認できるものであること。</p> <p><u>8. 3. 1. 排出ガス試験結果成績表</u> (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>8. 3. 2. 排出ガス基準適合証明書</u> 排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のもとの同一でなければならない。</p> <p><u>8. 3. 3. 技術基準等適合証明書及び UN R154 に基づく認定証</u> 6. 11. 2. (7) の書面との一致が確認できなければならない。 ただし、自動車の構造上、一酸化炭素等発散防止装置を直接視認することが困難なものに限り、当該装置の確認を省略してもよい。</p> <p>8. 4. (略) (削除) ※8. 2. 1. へ移動</p> <p>8. 5. ～8. 7. (略)</p> <p>9. (略)</p>	<p>8. 1. (略)</p> <p>8. 2. 騒音規制への適合性 <u>(新設) ※8. 6. から移動</u></p> <p>(新設) 本則 7-56-2-3 (1) ② (本則 7-56-17-2-3 (1) ②) の規定によるほか、6. 10. の書面等との一致が確認できなければならない。</p> <p>(新設) 8. 3. 排出ガス試験結果成績表 (1) ～ (3) (略)</p> <p>8. 4. 排出ガス基準適合証明書 排出ガス基準適合証明書に記載されている指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置は、当該並行輸入自動車のもとの同一でなければならない。 (新設)</p> <p>8. 5. (略)</p> <p><u>8. 6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性</u> 本則 7-56-2-3 (5) (本則 7-56-17-2-3 (6)) の規定によるほか、6. 13. の書面等との一致が確認できなければならない。 なお、本則 7-56-2-3 (7) ②ウ又は (8) ②ウ (本則 7-56-17-2-3 (6) ②ウ) の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</p> <p>8. 7. ～8. 9. (略)</p> <p>9. (略)</p>

新				旧			
別表第1 (別添3の6.12.関係)				別表第1 (別添3の6.12.関係)			
保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例	保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第30条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の 車外騒音に係る 協定規則	[別表第1は適用しない(6.10.2.によること)]	第30条 騒音防止装置	7-56 騒音防止装置	UN R41-04 二輪自動車等の 車外騒音に係る 協定規則	[別表第1は適用しない(6.10.によること)]
		UN R51-03 四輪自動車の車 外騒音に係る協 定規則	[別表第1は適用しない(6.10.2.によること)]			UN R51-03 四輪自動車の車 外騒音に係る協 定規則	[別表第1は適用しない(6.10.によること)]
第31条 ばい煙、悪臭のある ガス、有害なガス 等の発散防止 装置	7-58 排気管からの排 出ガス発散防止 装置の機能維持 装置	細目告示別添47 自動車のばい煙、 悪臭のあるガス、 有害なガス等の 発散防止装置に 係る熱害警報装 置等の技術基準	[別表第1は適用しない(6.13.によること)]	第31条 ばい煙、悪臭のある ガス、有害なガス 等の発散防止 装置	7-58 排気管からの排 出ガス発散防止 装置の機能維持 装置	細目告示別添47 自動車のばい煙、 悪臭のあるガス、 有害なガス等の 発散防止装置に 係る熱害警報装 置等の技術基準	[別表第1は適用しない(6.14.によること)]
		(略)	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2～別表第5 (略)				別表第2～別表第5 (略)			
第1号様式～第7号様式 (略)				第1号様式～第7号様式 (略)			
第8号様式 (別添3の6.16.関係) (略)				第8号様式 (別添3の6.17.関係) (略)			
第9号様式～第14号様式 (略)				第9号様式～第14号様式 (略)			
別紙 (略)				別紙 (略)			
別添4 (4-15 関係)				別添4 (4-15 関係)			
改造自動車審査要領				改造自動車審査要領			
1.～9. (略)				1.～9. (略)			
10. 届出書等の保存期間				10. 届出書等の保存期間			
10.1. 改造自動車審査結果通知書等を交付した自動車の届出書等 書面審査終了後、書面審査が終了した日から10年間、事務所等の長が定めた場所に 保存するものとする。				10.1. 改造自動車審査結果通知書等を交付した自動車の届出書等 書面審査終了後、書面審査が終了した日から10年間、事務所等の長が定めた場所に 保存するものとする。 <u>なお、交付した改造自動車審査結果通知書等の写しも併せて保存すること。</u>			
10.2.～10.4. (略)				10.2.～10.4. (略)			
11. (略)				11. (略)			
別添5 (4-26 関係)				別添5 (4-25 関係)			
出張検査実施要領				出張検査実施要領			
1.～6. (略)				1.～6. (略)			

新	旧
<p>別添 6 (10-2 関係)</p> <p style="text-align: center;">街頭検査等実施要領</p> <p>1.～8. (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別添 7～別添 13 (略)</p> <p>別添 14 (7-119 関係)</p> <p style="text-align: center;">ワンマンバスの構造要件</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 構造要件</p> <p>3.1.～3.6. (略)</p> <p>3.7. 車外安全確認装置</p> <p>(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法 300mm 以上×143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡 <u>又はモニター装置</u>を備えること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3.8.～3.10. (略)</p> <p>別添 15 (7-119 関係)</p> <p style="text-align: center;">ワンマンバスの構造要件 (平成 24 年 6 月 30 以前に製作された自動車に適用)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 構造要件</p> <p>3.1.～3.6. (略)</p> <p>3.7. 車外安全確認装置</p> <p>(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス (乗車定員 30 人以上のワンマンバスにあつては後乗り前降り方式のものに限る。) には、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法 300mm 以上×143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡 <u>又はモニター装置</u>を備えること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3.8.～3.10. (略)</p> <p>別添 16 (11-1 関係)</p> <p style="text-align: center;">業務量統計システム報告要領</p> <p>1. 業務量統計システム</p> <p>(1) 2. (1) から <u>(10)</u> に掲げる報告事項は、自動車機構が構築した電子計算機の回線網上に保存される業務量統計システムを用いて報告することとする。</p>	<p>別添 6 (9-2 関係)</p> <p style="text-align: center;">街頭検査等実施要領</p> <p>1.～8. (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別添 7～別添 13 (略)</p> <p>別添 14 (7-119 関係)</p> <p style="text-align: center;">ワンマンバスの構造要件</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 構造要件</p> <p>3.1.～3.6. (略)</p> <p>3.7. 車外安全確認装置</p> <p>(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法 300mm 以上×143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡を備えること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3.8.～3.10. (略)</p> <p>別添 15 (7-119 関係)</p> <p style="text-align: center;">ワンマンバスの構造要件 (平成 24 年 6 月 30 以前に製作された自動車に適用)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 構造要件</p> <p>3.1.～3.6. (略)</p> <p>3.7. 車外安全確認装置</p> <p>(1) 路線を定めて定期的に運行するワンマンバス (乗車定員 30 人以上のワンマンバスにあつては後乗り前降り方式のものに限る。) には、乗降口附近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法 300mm 以上×143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡を備えること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3.8.～3.10. (略)</p> <p>別添 16 (11-1 関係)</p> <p style="text-align: center;">業務量統計システム報告要領</p> <p>1. 業務量統計システム</p> <p>(1) 2. (1) から <u>(11)</u> に掲げる報告事項は、自動車機構が構築した電子計算機の回線網上に保存される業務量統計システムを用いて報告することとする。</p>

新	旧																																								
<p>(2) (略)</p> <p>2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) ~ (10) (略)</u></p> <p>3. 報告方法 (1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>報告事項</th> <th>報告者</th> <th>報告先</th> <th>報告頻度</th> <th>報告期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p>	報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(2) (略)</p> <p>2. 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 審査機器定期点検記録表</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>点検年月日 (6ヵ月点検、校正、検定)</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>点検種別</u></p> <p style="margin-left: 20px;">③ <u>検査コース名</u></p> <p style="margin-left: 20px;">④ <u>点検結果</u></p> <p><u>(6) ~ (11) (略)</u></p> <p>3. 報告方法 (1) 2. の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>報告事項</th> <th>報告者</th> <th>報告先</th> <th>報告頻度</th> <th>報告期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>審査機器定期点検記録表</u></td> <td><u>地方検査部検査課又は地方事務所</u></td> <td><u>本部検査部施設課</u></td> <td><u>随時</u></td> <td><u>実施後 7 日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p>	報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>審査機器定期点検記録表</u>	<u>地方検査部検査課又は地方事務所</u>	<u>本部検査部施設課</u>	<u>随時</u>	<u>実施後 7 日</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
報告事項	報告者	報告先	報告頻度	報告期限																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																					
<u>審査機器定期点検記録表</u>	<u>地方検査部検査課又は地方事務所</u>	<u>本部検査部施設課</u>	<u>随時</u>	<u>実施後 7 日</u>																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																					

附則 (令和 4 年 10 月 28 日規程第 13 号)

1. この規程は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。
2. 次に掲げる自動車であって、施行日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、1-3 (「座席」に限る。)、4-4 (1) ①カ、4-17-1 (3) 及び (4) 並びに 4-22 の規定は適用しないことができる。
 - ① 令和 4 年 10 月 27 日において使用の過程にある自動車
 - ② 令和 4 年 10 月 27 日以前に使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 令和 4 年 10 月 27 日以前に交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車